

日本紀標註

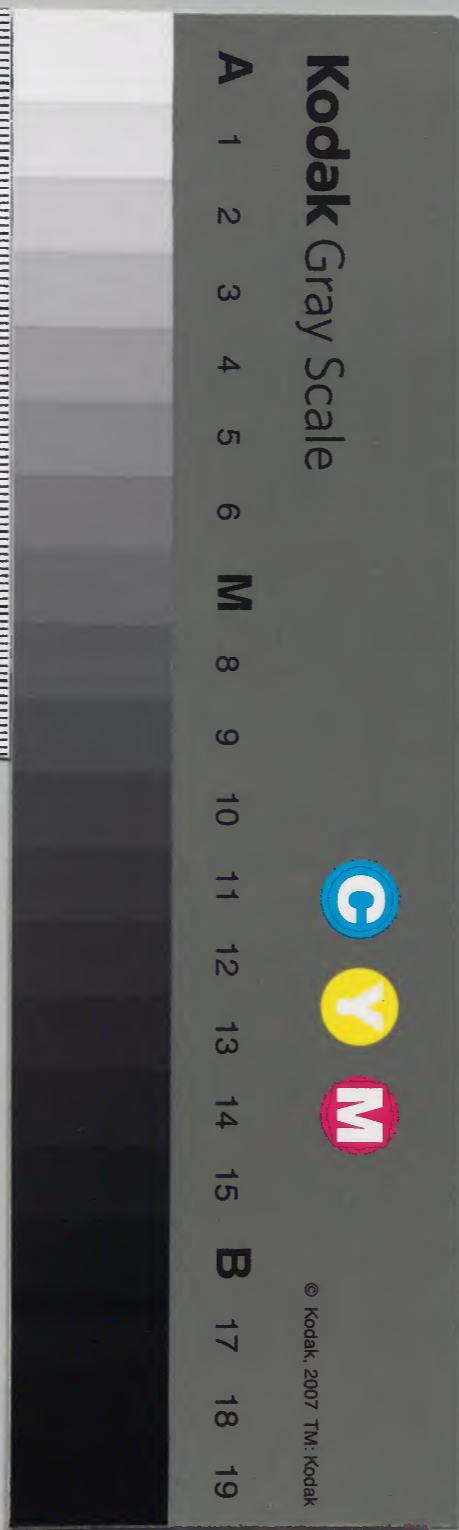
卷之九

和書門			
四三七八	一四三函	二六册	類

內閣文庫		和書	
四三七八	二六册	三七八函	九架

(九架)

內閣文庫	
番號	和 43718
冊數	26 (9)
函號	137 99



日本起程往奉天

敬和年拾遺注

仲夏

足跡

足跡 大良

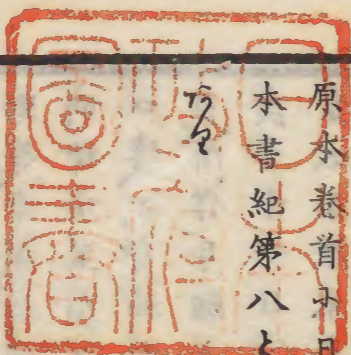
足跡 大良

足跡 大良

足跡 大良

足跡 大良

原本卷首小日本書紀第八



日本紀標注卷之九

敷田年治謹注

仲哀天皇

足仲彥天皇

足仲彥天皇クラシナカツヒコノ日本武尊第二子也フタハシラニアタリユフミコナリ

母皇后曰兩道入姫命活目入彥ミハハフタニタチイリイメ

五十狹茅天皇之女也天皇容姿イササチノメムスメナリミカホ

端正身長十尺稚足彥天皇四十キラクシミノタケヒトツエワカチラシ

八年立為太子ヤシロト時年三稚足彥天トキトシトミヤシロト

足仲彥天皇と申御名と惣て

稱たるあり此天皇を後小仲

哀と謚奉まじり

○十尺も一丈ふてヒトヒ口

とも云ヤ○三十一此御年甚疑ウタガハシ日本武

尊也、景行天皇
四十二年崩、皇、無男、故立爲嗣

其年より數ても先帝崩御六
十年まで七十七年を経たり

丁酉六月○狹
城盾列の狹城
六十年天皇崩、明年秋九月壬辰

朔丁酉、葬于倭國、狹城盾列陵

彼処に注せり、此云多
多那美、天皇日本天皇

盾列池後陵、在大和國添下郡北城東西一町南北三町守戸五烟、志不在山陵村、

東續後紀十三、使參議從四位上藤原朝臣助掃部頭從五位下坂上、大宿禰正
野等奉謝楯列北南二山陵、依去三月十八日有奇異、搜檢圖錄有二楯列山陵、北

則神功皇后之陵、南則成務天皇之陵、世人相傳以南陵爲神功皇后之陵、偏依是
口傳、每有神功皇后之祟、空謝成務天皇陵、先年緣神功皇后之
祟所作弓劍之類、誤進於成務天皇陵、今日改奉神功皇后陵

庚子十一日○
皇太子原本皇
元年春正月、庚寅朔庚子、皇太子

字を脱せり○
弱冠、舊讀カウ
即天皇位、秋九月丙戌朔、尊母皇

冠より引出れ
後、曰皇太后、冬十一月乙酉朔、詔

る語あり、古
群臣曰、朕未逮于弱冠而父王既

言ふ、初冠、初
崩之、乃神靈化、白鳥上天、仰望之

元結とも云、雅
情一日勿息、是以冀獲白鳥、養之

亮抄ふ、コト
於陵域之池、因以觀其鳥、欲慰顧

コニナルとよ
情、則令諸國、俾貢白鳥

め、中昔より
の年を定、中古周成王、十二歳、初、著初、むを例とをる、

と、記録、とも云、是亦定制、ふ、其式、三代實錄、四十一元慶六
年正月、條、見、と、初弱冠、字、礼、曲、礼、人生、十年、曰、幼學、二十、曰、弱冠、

符フヲ猶考ユベ
○閏十一月
の閏を古今集
蜻蛉日記等ニ
うラふル月ツキとシテ
とシテ清寧四年
紀キノ閏ニ五月ノ
ちチハハ從ツひテ
トトハハ考カシシ○戊
午ノ四ノ日ニ○菟道
河カノ山ノ城ノ国ノ守
治チ郡ノをシ流ス
川カノル○蘆アシ髮
蒲ハ見ミ別ワケ王ノ記シ
足タ鏡キ別ワケ王ノ不レ作ラ
娶ムス山ノ代ノ之ノ玖
玖ク麻マ毛モ理リ比ヒ賣ウ
生ナ御ミ子コ云ク々々と

閏十一月乙卯朔戊午、越國貢白鳥四隻、於是送鳥使人宿菟道河邊、時蘆髮蒲見別王視其白鳥而問之曰、何處將去白鳥也、越人答曰、天皇戀父王而將養狎故貢之、則蒲見別王謂越人曰、雖白鳥而燒之則爲黑鳥、仍強之奪白鳥而將去、爰越人參赴之請焉、天皇於是惡蒲見別王、無禮於先王、乃遣

所シ々々名ナ義ギをシ考カ
むム○異イ母モ弟テイ新シン
撰セン字ジ鏡キ不レ繼ツ父フ
不レ々々父フ庶シヨ兄ケイ万マン
々々兄ケイ訂テイ万マン々々妹メイ
とト注チュせセりリ此コノ例レイ
みミよヨらラむム異イ母モ
弟テイをシむムママオオ
トトとト訓クニべベくクおオもモ
るルをシ見ミぎギとトむム姑コ舊コ讀ドクふフ從ツふフ
甲ケツ子シ十ジュウ一イチ日ニチ○
彦ヒコ人ヒト大オホ兄ケイをシ上ウヘ
不レ脱ダツたりリ紹シヨウ運ウン
録ロク不レ日ニチ子シ人ヒト大オホ
兄ケイ王オウ不レ作サスとト景ケイ
行ユキ天テン皇スのノ御ミ子コ
不レしシてテ母ハハ妃ヒメ御ミ
刀タテ媛ヒメとト何ナニ○

兵卒而誅矣、蒲見別王、則天皇之異母弟也、時人曰、父是天也、兄亦君也、其慢天、違君、何得免誅耶、是年也大歲壬申、下詔、天皇二年春正月甲寅朔甲子、立氣長足姬尊爲皇后、先是娶叔父彦人大兄之女、大中姬爲妃、生麁坂皇子、忍熊皇子、次娶來熊田造祖、大

麿坂皇子、記不
香坂王、小作也
酒主之女、弟媛、一生譽屋別皇子

又地名、因是御名とて思ひえず○忍熊皇子、大和志添下郡、押熊村
○來熊田、造、記の中卷、山代之玖玖麻毛理比賣と云ふ、同国久世郡郷
名、粟隈ふめと云、來熊田も是なり○譽屋別皇子、記、小品夜和氣命、小作、姓氏録
小間人宿禰、仲哀天皇皇子、譽屋別命之後也と云、原本生、下、小字、云々、一本
无、小從、て、削る
○戊子、六月、○

角鹿也、越前国
の郡名、敦賀、小
て、其、こと、垂仁
二年、紀、子、見、を
た、○、筥飯宮、
式、小、越前国、敦
賀郡、氣比神社
と、云、は、此、宮
趾、あり、べし、祭
神、も、應神紀、小

二月癸未朔戊子、幸角鹿、即興行
宮而居之、是謂筥飯宮、即月定淡
路屯倉、三月癸丑朔丁卯、天皇巡

狩南國、於是留皇后及百寮而從
駕二三卿大夫及官人數百而輕
行之、至紀伊國而居于德勒津宮

是時熊襲叛之不朝貢、天皇於是
將討熊襲國、則自德勒津發之、浮
海而幸穴門、即日使遣角鹿、勅皇
后曰、便從其津發之、逢於穴門、夏
六月辛巳朔庚寅、天皇泊于豐浦
津、旦皇后從角鹿發而行之、到淳
田門、食於船上、時海鯽魚多聚、船
傍、皇后以酒灑鯽魚、鯽魚即醉而
浮之、時海人多獲其魚、而歎曰、聖

見、を、かり、○、淡
路屯倉、在所詳
あり、○、丁卯
十五日、○、德勒
津宮、通證、小、或
曰、日高郡、江名
村、今宮之社地
是也、と、云、○
庚寅十日、○、豐
浦、と、長門國の
郡名、小、和名、抄
抄、小、止、與、良、と
注、せ、○、淳田
と、安藝國の郡
名、小、和名、抄
小沼田、小作、
奴太、と、注、せ、
原本、淳、を、停、小

○日本紀標注卷之九

○四

○日本紀標注卷之九

○四

誤りり ○海鯽
魚と和名抄小
知沼と注せれ
ど、夕ヒと訓べ
し、知沼と黒
鯛ふて、和泉国
茅渚、海より、産
しを上品とも
るゆゑ、此名り
マ、○傾浮、神武
紀、小喰、鳴をよ
み、彼処、注せ
マ、初安藝国豊田郡の海中、年々暑中數千の鯛、水上に浮、まがり流るるを、
官より制して漁らしめず、是を海鯽と云とぞ、奇ありと云、修し ○乙卯五日 ○如
意珠も、訓べまをあら、次、引く風土記より、らむ、シラ玉とよまむ、然ど此
史九十四、小、倭、有如意寶珠、其色青、ともり、今定、げ、し、此珠を潮の干満を
祈、み、御心の隨、あ、し、由、あ、ゆ、む、ミ、ホギ玉とよむ、べく、若、然、べ、お、訓、ら、む、
後人改、て、よ、古語拾遺、御、祈、玉、古語美保伎玉也、臨時祭式、御、冨、岐、玉、六十連

王所賞之魚焉、故其處之魚、至于
六月、常傾浮如醉、其是之縁也、秋
七月辛亥朔乙卯、皇后泊豊浦津、
是日皇后得如意珠於海中、九月
興宮室于穴門而居之、是謂穴門、
豊浦宮、

云々、土佐風土記、吾川郡玉嶋、或說神功皇后巡國之時、御船泊之、皇后下嶋、休
息磯際、得一白石圓、如鷄卵、皇后安于御掌、光明四出、皇后大喜、詔左右曰、是海神
所賜白真珠也、故為嶋名、とり、猶此寶珠のこと、宇佐八幡縁起、も記してあ
る、と、信、ぐ、む、多、り、と、む、云、む、○豊浦宮と長門国長府に在、て、忌宮神社、即其
ありと云、マ、齋宮と
神功紀、見、を、たり
壬午四月 ○崗
縣、筑前国、の
郡名、み、て、和名
抄、遠、賀、み、作
と、り、貝原好古
曰、同郡、芦屋津
を、岡、の、水、門、と
云、と、云、マ、○五
百枝、賢木、字、の
如、し、原、本、五、字
を、落、せ、り、類聚
国史、み、扱、て、補

八年春正月、己卯朔壬午、幸筑紫、
時、崗縣主祖熊鷹、聞、天皇車駕、豫
拔、取、五、百、枝、賢、木、以、立、九、尋、船、之
舳、而、上、枝、掛、白、銅、鏡、中、枝、掛、十、握
劍、下、枝、掛、八、尺、瓊、參、迎、于、周、芳、沙
磨、之、浦、而、獻、魚、鹽、地、

ふ○沙磨も周防国の郡名ふて、和名抄小佐波小作り原本磨を歴み誤り、景行紀小婆磨小作り、雄略紀推古紀等小、婆婆小作りは小抄りて改む○魚鹽地、漁處と塩焼、處とを獻るを云、初鹽を焼ふて、塩濱として田の如く、平地を作る、是を塩田と云、播磨風土記小、奉塩田廿千代云々、向津野も、長門国大津郡も、向津てふ地あり、和名抄同郡郷名も、向国と云、るも此ふ名べし、初穴門も、長門の古名ふて、つとど、舊豊前国文司浦と、壇浦との間の海より起、たる名あり、彼地よ、向津迄を、東

因^テ以^テ奏^ス言^{ハシ}、自^ラ穴^ノ門^ニ、至^リ向^ク津^ノ野^ニ、大^ニ濟^ス、爲^シ東^ノ門^ト、以^テ名^ヲ籠^ニ屋^ト、大^ニ濟^ス、爲^シ西^ノ門^ト、限^ル、沒^ト利^ヲ嶋^ト、阿^ノ閑^ノ嶋^ヲ、爲^シ御^ノ宮^ト、割^リ柴^ヲ嶋^ヲ、爲^シ御^ノ廐^ト、彌^ニ那^ノ陪^ト、此^ニ以^テ逆^ニ見^ル海^ヲ、爲^シ鹽^ノ地^ト、既^ニ而^テ導^ク海^ノ路^ヲ、自^ラ山^ノ鹿^ノ岬^ト、廻^リ之^ヲ入^ル崗^ニ、浦^ニ到^リ水^ノ門^ニ、御^ノ船^ヲ不^レ得^テ進^ム、則^チ問^フ熊^ノ罽^ヲ、曰^ク、朕^ハ聞^ク汝^ノ熊^ノ罽^ヲ、者^ハ有^テ明^カ心^ヲ、以^テ參^リ來^ル、

何船不進

門と云、向津と彼国の直西に當り、韓国に向るも、その名ありべし、下は向津国と云、るも韓国あり○大濟も、通船の海路を云、○東門も、筑前肥前小對たる名あり○名籠屋も、肥前国松浦郡も、後世名古屋と書き、豊公征韓中、滯陣の地あり、具原好古曰、筑前国遠賀郡若松村より、一里に近き出崎あり、今名籠屋崎と云、○西門も、東門に准、知る所あり○沒利嶋も、長門の海中あり、今毛豆礼嶋と云、よし、通證ふ云、○阿閑嶋も、通證ふ屬、筑前糟屋郡、今云、藍嶋と云、○神功紀小、吾瓮、海人と云、るも、此地あり○御宮、案小上代物を、惣て、箱小納しゆ、飯盛器をさへ、播磨風土記小、飯箱と記し、職員令、管陶司小、管戸あり、原本宮を、菅小作り、今、釈紀小、從ふ○柴嶋、筑前風土記小、鳩舸縣之東側、近有大江口名曰、鳩舸水門、堪容、大船焉、從、彼通島、鳥旗澳名、曰、岫門、堪容、小船焉、海中有兩小島、其一曰、河蚌嶋、其一曰、資波島、○御廐も、御鍋も、魚を煮る釜と云、義あり、是も、供御の魚を漁る地を云、初穀物を作り、出、所を、御宮と云、魚類を捕る所を、御廐と云、るも、古の物云、状小、古言の好、みう、れも、し、を、見、は、べ、し、○逆見海、和名抄、長門国、美禰郡、郷名小、作、美、と、り、是、あり、○塩地も、右に、見、を、た、る、塩田を云、○山鹿岬、和名抄、小、筑前国、遠賀郡、郷名、山鹿、○崗、浦も、筑前国、郡名、遠賀、浦、あり

大倉主和漢三才圖會云大倉主神祠在筑前国遠賀郡蘆屋村所祭二座○菟夫羅媛之水小綴たる神名みて記の上卷に海水之都夫多都時名謂都夫多都御魂とあり内宮儀式帳云大水神兒津布良比古津布良比賣命○菟田人伊賀彦大和志子宇隋郡伊賀見村

熊罴奏之曰御船所以不得進者非臣罪是浦口有男女二神男神曰大倉主女神曰菟夫羅媛必是神之心歟天皇則禱祈之以挾抄者倭國菟田人伊賀彦爲祝令祭則船得進皇后别船自洞海入之潮涸不得進時熊罴更還之自洞奉迎皇后則見御船不進惶懼之忽作魚沼鳥池悉聚魚鳥

あり○洞海え上引りは筑前風土記の嶼門も云○魚鳥之遊も魚鳥を聚め是を捕るを遊と云々神代紀に遊鳥爲樂云々記の同伴云え爲鳥遊取魚而とりを併見はべし伊觀縣筑前国の郡名もて和名抄云怡土以止と注せマ○五十迹手筑前風土記云高麗国意呂山自天降來日神之苗裔五十迹手是也云々○引鳴と長門国下關より小倉

皇后者是魚鳥之遊而念心稍解及潮滿即泊于崗津又筑紫伊觀縣主祖五十迹手聞天皇之行拔取五百枝賢木立于船之舳艦上枝掛八尺瓊中枝掛白銅鏡下枝掛十握劍參迎于穴門引鳴而獻之因以奏言臣敢所以獻是物者天皇如八尺瓊之勾

渡る間不在、土人そヒキ鳴、以曲妙御宇、且如白銅鏡、以分明
と云、一名田首、と云、散木集、引島の細の、うけ繩、波間よ
寄、備後あり、と云、とど、必長門、本はべし、○
是物も、瓊鏡、劍の三種を云、○
八尺瓊之勾の、勾を、字鏡集、アマ子シと注せは、み従ひつ、是も強、とつと思ふ
人、ゆ、ゆ、他、訓、まを、ま、ゆ、ゆ、暫、然、ゆ、み、お、ま、つ、舊、讀、ま、ガ、レ、ル、と
ゆ、と、ど、曲、玉、ま、ら、む、を、然、と、云、ぐ、く、且、天、下、を、知、食、を、勾、た、る、如、と、云、て、も、祝、言
不、違、へ、マ、勾、と、も、關、る、こ、と、も、ま、を、云、○
曲、妙、万、葉、小、曲、々、又、委、曲、等、を、ツ、バ、ラ、と
よ、め、マ、○
伊、蘇、志、新、撰、字、鏡、小、竹、を、伊、曾、志、久、と、注、し、續、紀、卅、一、の、宣、命、小、伊、蘇、志
美、思、坐、須、文、德、實、錄、四、不、取、勤、臣、之、義、賜、姓、伊、蘇、志、臣、○
已、亥、廿、二、日、○
儼、縣、を、宣

以曲妙御宇、且如白銅鏡、以分明
省行山川海原、乃提是、十握、劍、平
天、下、矣、天、皇、即、美、五、十、迹、手、曰、伊
蘇、志、故、時、人、號、五、十、迹、手、之、本、土
曰、伊、蘇、國、今、謂、伊、觀、者、訛、也、已、亥
到、儼、縣、因、以、居、檀、日、宮

化紀、小那、津、之、口、と、見、也、齊、明、紀、小、那、大、津、と、も、見、也、同、地、多、り、魏、志、三、十、皇、國
の、こ、と、を、記、せ、は、処、小、東、南、陸、行、五、百、里、到、伊、都、國、有、千、餘、戶、世、有、王、皆、統、屬、女、王
國、郡、使、往、來、常、所、駐、東、南、至、奴、國、百、里、と、り、奴、國、を、儼、國、の、轉、ふ、依、べ、お、を、注、者
此、儼、を、ナ、カ、と、よ、み、て、那、珂、郡、小、當、と、い、ふ、儼、を、ナ、カ、と、よ、む、べ、き、例、多、し、○
檀、日、宮、も、筑、前、國、糟、屋、郡、の、郷、名、よ、て、和、名、抄、小、香、推、小、作、マ、賀、須、比、と、注、せ、る、ハ、中、昔
土、人、の、訛、言、を、記、せ、依、ふ、て、姓、氏、錄、小、曲、々、糟、氷、小、作、マ、新、續、古、今、集、小、佐、保、媛、の、衣
を、誰、小、う、を、以、海、島、と、り、マ、然、レ、今、
と、土、人、の、正、し、く、カ、シ、ヒ、と、云、マ、

秋九月乙亥朔己卯、詔群臣以議

討熊襲、時有神託、皇后而誨曰、天
皇何憂、熊襲之不服、是贅之空國
也、豈足舉兵伐之乎、愈茲國而有寶
國、譬如美女之賂、有向津國
同十九、於吉

都奈美等乎牟
麻欲比伎云々
沖津波撓む眉
引ひて遠山と
少女の眼のヤ
う見ゆるも此
あり○向津国
も韓國ふて我
對馬より向ふ
方子在于國ふ
路ゆゑ如此云
○眼炎を金
銀の枕詞のヤ
う見ゆるべし○
金も万葉十八
賀陸奥國出金
詔書歌ふ久我
紀ふシミノモ
用弭眼炎之金銀彩色多在其國
是謂拷衾新羅國焉若能祭吾者
則曾不血刃其國必自服矣復熊
襲為服其祭之以天皇之御船及
穴門直踐立所獻之水田及火田
是等物為幣也天皇聞神言有疑
之情便登高岳遙望之大海曠遠
而不見國

詔書歌ふ久我補可毛多能之氣久安良牟と有りて黄金の轉あり○彩色推古紀ふシミノモノとよめるふ從ふシミとそ染ふおれじ神功紀ふ五色練絹と

も乃マ○拷衾を、拷てふ木の皮以て織たる衾ふて其色白ゆゑ枕詞とす○穴門直神功紀ふ穴戸直ふ作れり○水田和名抄ふ水田田填也古奈太類聚名義抄もおふじ是も熟田ふて欽明紀ふ為欲熟喫と有りて見ゆるべし新撰字鏡も墾耕田用力也耕也古奈多と有りておふじ○火田和名抄ふ火田也火種也漢語鈔云夜岐波太と注せり普通本も也ハ太と有りて今大須本も抄て引つ拾遺集もふんくうち待りは時畑焼き待り多を見て片山もくやくをの子りの見ゆるみ山はくらもよふて畑やけ是もハタケとよむへく思へど此紀ふハタケに也畑又曠を書りとも姑和名抄の訓注ふ從ひつ然も原本も水田名大田ふ作れは也誤ふめをも臆断を以てつらたつ初火田とし今も諸國も山を焼て物を作ると多しうもむ焼畠の義あるべし於大虚有國乎按ふ海外も國

於大虚有國乎
於是天皇對神曰朕周望之有海
無國豈於大虚有國乎誰神徒誘
朕復我皇祖諸天皇等盡祭神祇
豈有遺神耶時神亦託皇后曰如

しふや○天津水影の水、御影の借字、御影の日の御光、を云、其御光の刺、如くあり○押伏の押、怒てふ意、仁徳紀、於辭、屢とあり、御歌、不注、べし、伏と偏、御光、を照及、げし、終ふ、汝と、み、て、御稜威の進び、ぬ、は、み、

天津水影、押伏、而我所見國、何謂、無國、以、誹、謗、我、言、其、汝、王、之、如、此、言、而、遂、不、信、者、汝、不、得、其、國、唯、今、皇后始之、有胎、其子、有獲、焉、然、天、皇、猶、不、信、以、強、擊、熊、襲、不、得、勝、而、還、之、
九年春二月癸卯朔丁未、天皇忽、有痛身、而明日崩、
時年五十二、即、知、不、用、神、言、而、

太子、時年三十、一と、り、る、を、以、數、ま、む、五、十、三、不、て、一、年、の、差、り、を、然、れ、ど、記、不、も、伍、拾、貳、歳、と、
御父、日本武尊、崩、り、ひ、て、今、年、み、至、り、九、十、年、を、經、た、り、後、人、よ、く、考、へ、り、○
中臣、烏賊津連、續紀、三、十、六、小、栗原、勝、子、公、高、子、公、等、之、先、祖、伊、賀、都、臣、是、中、臣、遠、祖、天、御、中、

早、崩、一、云、天、皇、親、伐、於、是、皇、后、及、熊、襲、中、賊、矢、而、崩、也、
大臣、武、内、宿、禰、匿、天、皇、之、喪、不、令、知、天、下、則、皇、后、詔、大、臣、及、中、臣、烏、賊、津、連、大、三、輪、大、友、主、君、物、部、膽、咋、連、大、伴、武、以、連、曰、今、天、下、未、知、天、皇、之、崩、若、百、姓、知、之、有、懈、怠、乎、
則、命、四、大、夫、領、百、寮、令、守、宮、中、竊、收、天、皇、之、屍、付、武、内、宿、禰、以、從、海、路、遷、穴、門、而、殯、于、豐、浦、宮、為、无、火、

主命二十世之
孫、意美佐夜麻
之子也、伊賀都
臣、神功皇后、御
世、使於百濟、使
娶彼土、女、生一
男、名日本大臣、云々、姓氏錄、中臣志斐連、條、天兒屋根命十一世孫、雷大臣命、同
神奴連、條、もおふじ、三代實錄七、下、部是雄云々、其先出自雷大臣命也、
同、人、多、れ、べし、中臣宮處氏、本系、帳、氏、神拾壹世、子、伊迦豆知、大臣命、
鳥、賊、津、も、知、の、省、か、た、る、あり、河社、小、此、鳥、賊、津、と、雷、を、別、人、小、見、た、る、略、辞
の、格、を、ま、ら、ざ、は、あり、○大三輪、大友主君、舊事紀、大神氏、の、世、系、を、記、せ、る、條、小
大己貴神、十一世孫、大友主命、磯城、瑞籬朝、御世、賜、大神君、姓、○物部、膳、咋、連、舊事
紀、小、宇麻志麻治命、八世孫、物部、膳、咋、宿、祢、十市根、大連、之子、志賀、高穴穗、宮、御宇
天皇、御世、元、為、大臣、次、為、宿、祢、奉、齋、神宮、○大伴武、以、連、延喜式、歷、運、記、小、建、持、小
作、公、卿、補、任、小、大伴、健、持、連、道、臣、命、之、八世、孫、也、祖、父、豐、日、命、父、健、日、命、○无火
殞、斂、の、无火、も、喪、を、秘、し、ふ、故、あり、殞、斂、も、未、正、説、を、聞、を、字、書、小、殞、死、在、棺、將、遷、
葬、柩、賓、遇、之、斂、藏、也、と、注、せ、り、是、も、喪、屋、を、作、其、小、斂、安、間、を、云、ま、ら、は、小、阿、餓
利、と、云、義、も、崩、字、を、カ、ム、ア、ガ、リ、と、よ、み、靈、と、一、度、も、日、少、宮、小、上、る、と、の、ふ、と、也、

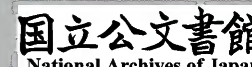
是年由新羅、役、以、不得葬、天皇也
内、宿、禰、自、穴、門、還、之、復、奏、於、皇后、
殞、斂、无火、殞、斂、此、阿、餓、利、甲子、大臣武

其上、坐、む、と、を、は、間、を、た、し、小、限、集、持、上、を、殞、と、云、り、む、神、功、紀、の、前、紀、小、速、狹
騰、尊、と、申、御、名、を、答、は、し、も、由、り、て、聞、ゆ、神、代、紀、小、殞、を、モ、ア、カ、リ、と、訓、る、也、
喪、上、の、略、あり、
し、○甲子、廿二、日、

神功皇后

氣長足姫尊

氣長足姫尊也、
御父の名、足、
て、ふ、美、称、を、加、
たる、あり、此、皇、
后、を、後、小、神、功、
と、謚、奉、り、○
也、母、曰、葛、城、高、額、媛、足、仲、彦、天、皇



日本根子云々
も開化天皇を
二年立為皇后、幼而聰明、睿智、貌

申○曾孫也、和名抄、孫之子、容壯麗、父王異焉

為曾孫、和名比古、比古之轉、孫の子、然云、紹運録、開化天皇の御子、彦坐命、其子、山代大筒城、真推王、其子、迦途米雷王、其子、即息長、宿禰王、あり、う、む、曾孫の孫あり、○葛城高懸媛、和名抄、大和国、葛下郡、高懸郷、あり、初曾孫云々、之女、あり、記、天之日矛の孫、多遲摩比多訶

之女、あり、筆法あり、○所崇、九年春二月、足仲彦、天皇、崩於筑

紫、檀日宮、時、皇后、傷下、天皇、不從、神、

教、而、早、崩、以、為、知、所、崇、之、神、欲、求、

財、寶、國、是、以、命、群、臣、及、百、寮、以、解、

罪、改、過、更、造、齋、宮、於、小、山、田、邑、

の神さびて、た

たふし、り、む、ぬ、ぎ、ど、り、つ、る、上代より神の崇、畏むべき業あり、原
本崇を崇、誤、り、○解罪改過、記、取、国、之、大、奴、佐、而、種、種、求、生、剥、逆、剥、阿、離、溝、
埋、屎、戸、上、通、下、通、婚、馬、婚、牛、婚、鶏、婚、犬、婚、之、罪、類、為、国、之、大、被、り、を、抑、大、被、の、業、
を、神、代、より、嚴、傳、り、し、を、此、御、代、に、至、り、殊、更、に、重、く、行、ひ、ぬ、ひ、し、ふ、や、案、ふ、
上、代、止、こ、と、ふ、時、を、み、ぞ、ぎ、後、し、て、情、を、奪、ひ、喪、を、除、て、神、も、仕、奉、り、し、こ、と、
此、條、ふ、て、お、は、し、但、殯、葬、不、關、る、人、も、あ、べ、て、の、例、も、ら、ざ、り、し、○齋宮
を、神、を、祭、る、と、齋、籠、る、た、め、ふ、作、は、宮、あり、是、を、式、に、見、送、た、る、長、門、国、豐、浦、
郡、忌、宮、神、社、あり、と、云、る、も、い、み、じ、を、妄、説、あり、其、も、い、う、ふ、と、云、ふ、仲、哀、紀、に、九、
年、二、月、収、天、皇、之、屍、付、武、内、宿、禰、從、海、路、遷、穴、門、而、殯、于、豐、浦、宮、云、々、武、内、宿、禰、自、
穴、門、還、之、復、奏、於、皇、后、と、り、を、見、は、べ、し、長、門、も、武、内、宿、禰、を、と、の、し、た、れ、
皇、后、の、出、坐、し、よ、と、あ、う、し、を、や、○小、山、田、邑、と、和、名、抄、筑、前、国、宗、像、郡、郷、名、
山、田、の、り、は、是、り、具、原、好、古、曰、香、推、村、に、隣、は、山、田、村、に、今、猶、小、社、存、也、其、邊、を、聖、
母、屋、敷、と、云、是、則、齋、宮、
の、故、跡、あり、と、云、々、

神主とて、神主、三月壬申朔、皇后選吉日、入齋宮

と成、珍、ふ、を、云、親為神主、則命武内宿禰、令撫琴

宣^ノもどはゆ^ル、
 人、口^ノ託^ルゆ^ル、
 故、皇后^ノ仮^ル神^ト
 の御名^ヲ代^リ立^テ
 始^メへる^ルあり、世
 小神社^ニ仕^テ奉^ル
 る人^ヲも、神主^トと稱^スる^ルも、大^ニ其義^ヲを誤^リり、職員^ノ令^テ太宰府^ニ下^リ、祭祀^ヲを掌^ルる職^ヲを、主神
 と記^スせは^ルこそ、正^シしむ^ル文字^ヲあり、故^レ、詞^ヲもカ^ニツカサ、内^ニハフリと云^フべきを、
 カ^ニヌシとしも云^フるも、神^ノ御名^ヲ代^リより起^リて遂^ニ職名^ノのやう云^フおせせ^テ○撫
 琴^トも神靈^ヲを招^キ奉^ルるも、琴^ヲを撥^キ鳴^スる例^ヲあは^レを後^ニも略^シ、琴^ノ板^ヲを叩^キしことあり
 是^ヲ神^ノ依^ル板^トと云^フこと、万葉^ノ九^ノ及^テ基^ニ俊集^ル、新和歌集^ニ等^ニ見^レるなり○審神者^ノ、記^ス
 沙^ニ庭^ニ子^ノ作^ルるありて、紀記^ヲを合^テて訓^ヲをも義^ヲをも知る^ルは、沙^トと誘^フ語^ヲも、齋
 場^ニて神靈^ヲを招^キ請^フし、神託^ヲを聽^キ定^ムる人^ヲを云^フ、政事^ノ要略^ニ八十一^ノ月條^ニ、審神
 者^ノ言^ハ審祭^ニ神明^ノ託宣^ノ之語^也と云^フ○千^ノ繒^ノの千^ノも數多^クの云^フ、繒^ノと字書^ニ糸^ト也と
 注^セり○高^ノ繒^トも、高^ノ積^カりるあり云^フ、和名抄^ニ機^ヲを多加^ク波^トと注^セるるとも別義
 あり○琴^ノ頭^ノ尾^ノ字^ノの如^シ、武烈^ノ紀^ニ舉^ル騰^ル我^ノ添^ル徐^ニ積^ル謂^フ屢^ニ管^ニ體^ニ比^シ謎^トなり、琴^ノ頭
 小^ニ來^ル居^ル影^ノ媛^ト云^フ○神風^ノ神武^ノ
 逮^ニ于^テ七^ノ日^ニ七^ノ夜^ニ、乃^チ答^フ曰^ク、神風^ノ伊勢^ノ

喚^ニ中^ノ臣^ト、烏^ノ賊^ト津^ノ使^ト主^ト、爲^ス審^ニ神^ノ者^ト、因^テ

以^テ千^ノ繒^ヲ高^ク繒^ヲ置^キ琴^ノ頭^ノ尾^ノ而^テ請^フ曰^ク、先^ニ

日^ニ教^ス天皇^ノ者^ハ誰^ノ神^ト也[、]願^ハ欲^ク知^ル其^ノ名^ヲ

國^ノ之^モ百^ノ傳^フ度^ヲ逢^フ縣^ノ之^ヲ拆^ク鈴^ヲ五^ノ十^ノ鈴^ヲ

宮^ニ所^ニ居^ル神^ノ名^ヲ撞^キ賢^ノ木^ノ嚴^ノ之^ノ御^ノ魂^ヲ天^ノ

疎^ニ向^テ津^ノ媛^ノ命^ト焉[、]

紀^ニ注^セり○
 度逢^ルも、伊勢^ノ國^ノ
 の郡名^ヲもて、和
 名抄^ニ度會^ノ和
 多良^ノ比^トと注^セ
 る、同國^ノ風土^ノ記
 小^ニ所以^ニ号^ス度會^ノ郡^者、畝^ノ傍^ニ檀^ノ原^ノ宮^ニ御^ノ宇^ニ神^ノ倭^ノ磐^ノ余^ノ彦^ノ天^ノ皇^ノ詔^テ天^ノ日^ノ別^レ命^ノ魂^ノ國^ノ之^ノ時^ニ度
 會^ノ賀^ノ利^ノ佐^ノ嶺^ノ云^フ々○拆^ク鈴^トも、鈴^ノ口^ヲ拆^クたる故^ニ云^フと、冠^ノ辭^ヲ考^フ云^フ○撞^キ賢^ノ木^トも、築
 境^ノ城^ノの借^リ字^ヲもて、神宮^ノの城^ヲを云^フ、式^ニ信^ニ濃^ニ國^ニ埴^ノ科^ノ郡^ノ坂^ノ城^ノ神^ノ社^トなり、同義^ナ
 るべし、此^ノ撞^キ賢^ノ木^ヲを、齋^ノ神^ノの上^ニ略^シと云^フる説^ヲも、齋^ノと齋^ノの一言^ノの語^ヲもて、ツキ
 と齋^ノの活用^{アリ}あり、ま^ニは小^ニ活用^ノの辭^ヲを以^テて説^ヲを作出^セるも非^{アリ}ありと知るべ
 し○嚴^ノ之^ノ御^ノ魂^トも、字^ノの如^シ、嚴^トも清^ノ音^ニもて、下^ノの一^ノ書^ニも、五^ノ御^ノ魂^トと書^クるを見^レは
 傍^ニ○天^ノ疎^ト、万^ノ葉^ノ子^ノ天^ノ離^トも書^クる、神代^ノ紀^ニ阿^ノ磨^ノ佐^ノ箇^ノ屢^ノ避^レ奈^ノ菟^ノ謎^トと續^クて、彼
 所^ニ注^セり、記^ノの上^ニ卷^ニ、訓^ニ疎^ト云^フ奢^ノ加^ノ留^トなり、冠^ノ辭^ヲ考^フ小^ニ向^テ津^ノ媛^ノとつゞりたる
 を、遙^クけき空^ニも常^ニ向^テひ見^レやられ、^トの故^ニ、冠^ラせしありと云^フ○向^テ津^ノ媛
 命^ト、万^ノ葉^ノ十八^ノ子^ノ思^レ良^ノ多^ノ麻^ノ能^ノ伊^ノ保^ノ都^ノ度^ノ比^ノ乎^ノ手^ノ爾^ノ牟^ノ須^ノ地^ノ於^テ許^ニ世^ノ牟^ノ安^ノ麻^ノ波^ノ牟^ノ
 賀^ノ思^レ久^ノ母^ノ安^ノ流^ノ香^ノ、日本^ノ靈^ノ異^ノ記^ニ、意^ヲを牟^ノ加^ノ之^ノ比^トと注^セり、^トを意^ニ津^ノ媛^ノあり
 傍^ニ、以上^ノ一^ノ神^ノの御名^ヲもて、即^チ天^ノ照^ノ大^ノ御^ノ神^ノの更^ニの御名^ヲも大^ニませ、是^トも向^テ津^ノ姫

尊とこそ書べきを、何心なく傳、
の海、を、記し、おろる、あらしむ

幡萩と、花ず、
その轉ひて、穂

み條る枕詞ふ
て、万葉八、波

奈須為寸穂出
秋乃云々、又出

雲の伊那佐之
小濱を、五十田

狭之小汀、轉
じ、万葉十四、

波、太須酒伎、穂
爾、氏之伎美、同

十、小皮為酢寸、穂庭、開不出まどの如く、花と、まどの濁音、子轉を、は例、あるを、幡
萩と清音、ふ云る、濁音の重なる、が鼻、子衝、きて、おのづ、つ、り、清める、こと、垣内
花を、カキツ、バタと、云、て、燕、子、花と、云、類、あり、拍、萩と、薄、を、相、似、たる、との、ゆ、え、古
も、通、を、し、書、り、り、記、の、下、卷、ふ、立、足、者、如、萩、原、と、も、り、り、○穂出、吾、也、と、秀、子、出、吾、

も通をし書り、記の

亦問之除是神有神乎答曰幡萩

穂出吾也於尾田吾田節之淡郡

所居之有也問亦有耶答曰於天

事代於虛事代玉籤入彦嚴之事

代主神有之也問亦有耶答曰有

無之不知焉

○尾田と小田にて、粟小條る詞○吾田節と、
思ふよし、り、り、次、ふ、云、む、○淡郡と阿波国阿波郡にて、式、ふ、同、郡、建、布、都、神、社、の、
マ、即、布、都、主、神、不、て、所、居、下、落、字、り、り、試、ふ、補、を、淡、郡、所、居、建、布、都、神、社、の、也、と、あ、
り、り、む、此、社、今、赤、野、田、村、ふ、り、務、む、吾、田、節、を、赤、野、田、と、轉、訛、せ、し、ふ、や、猶、次、條、併、
見、は、べ、し、郡、を、コ、ホ、リ、と、よ、名、は、は、て、朝、鮮、語、ふ、て、其、證、訓、蒙、字、會、不、見、也、たり、此、時、
の、神、託、不、韓、地、の、方、言、を、詔、た、ま、ふ、ま、き、理、あ、り、と、を、ア、ガ、タ、と、よ、む、べ、し、○於、天、
事、代、於、虛、事、代、の、天、と、虛、を、尊、も、て、加、た、る、の、み、事、代、と、も、言、知、ふ、て、其、由、神、代、紀、
の、因、避、條、不、注、し、つ、款、紀、不、兼、方、按、代、知、也、廣、知、天、地、事、之、義、也、と、云、る、も、通、マ、○
玉、籤、神、代、紀、八、十、玉、籤、下、ふ、多、摩、俱、之、と、注、し、和、名、抄、ふ、も、日、本、紀、云、玉、籤、太、萬、久、
之、と、り、り、て、祭、具、不、用、る、物、多、條、む、齋、て、御、名、不、加、た、る、あり、然、ふ、舊、讀、タ、マ、ク、シ、
グ、と、り、り、て、注、者、も、是、不、從、へ、と、ど、籤、字、を、ク、シ、ゲ、と、よ、み、た、る、例、あ、し、○入、彦、も、
親、み、美、る、詞、不、は、こ、と、御、間、城、入、彦、天、皇、下、ふ、注、る、が、如、し、○嚴、之、事、代、主、神、の、嚴、
と、上、ふ、嚴、之、御、魂、と、り、り、ふ、お、ふ、じ、原、本、主、字、を、脱、せ、マ、今、例、を、以、て、補、ひ、つ、式、不、
阿、波、国、阿、波、郡、事、代、主、神、社、の、と、も、布、都、主、神、と、共、不、御、名、を、顯、も、し、た、ま、へ、マ、
日、向、て、神、代、紀、
御、禊、條、不、見、也、
た、マ、原、本、日、向、
下、ふ、国、字、の、と、

於是審神者曰今不答而夏後有
言乎則對曰於日向橘小門之水

ど紀紀ニ無キ所底ノ字
從ル○所底ノ字
書キ底ノ止也
注セ○水葉ノ
雜ニ之ノ水葉ト
海藻ヲ云ハ切水
葉ノ如ク雜ニ美シ
しくハ厨ト讚ニ種ト
たるニあり
○表筒男ハ此三柱ト住吉ノ大神ニ於テ既シ神代紀ニも見ユたリ○神語ト字ノ如ク神ノ宜キを云ハ崇神紀ニ得ル神語ト隨テ教ヲ祭ルとシりテも大物主神ノ託シ教ヲ終ルを云ハ記ノ上卷ニハ千矛神ノ御歌ヲ謂フ之ヲ神語ト也ト傳ヘ續紀ニ九ノ因テ神語ト有リ言ハ大中臣トとシりテも大後ノ詞ヲ於テ此詞ト他ノ祝詞ト別ニしてハ神代ニ定メ後ヘ於テ神語トとシりテも巫覡ラグ詐リ言ヲをシ神ニ托ケたるト也

底ノ所底ニ而水葉ノ雜ニ之ノ出居ル神名表
筒男ハ中筒男ト底筒男ト神之有也問
亦有耶答曰有無之不知焉遂不
言且有神矣時得神語隨教而祭
然後遣吉備臣祖鴨別令擊熊襲
國未經浹辰而自服焉且荷持田
吉備臣祖鴨別
三代實錄三十
六ノ正六位上
印南野臣宗雄

自言其先出自
吉備武彦命也
吉備武彦命第
二男御友別命
十一世孫人上
天平神護元年
取居地之名賜印南野姓第三男鴨別神是笠朝臣之祖也云々案神名命之誤不
るハ信シ姓氏錄録笠臣下子孝靈天皇皇子稚武彦命孫鴨別命之後也同笠朝臣下
應神天皇巡幸吉備國登加佐米山之時飄風吹放御笠天皇恠之鴨別命言神祇
欲奉天皇故其狀爾天皇欲知其真偽令獵其山所得甚多天皇大悦賜名賀佐云
々飄風の笠を吹放つこと次ふおまじ狀見ゆ○浹辰景行紀ニ注シつ○荷持田
村通證ニ筑前國夜須郡有野鳥村上方名古所山傳云熊鷲之所住也云々荷字
をノとよめるも荷前ノ例アリ○有翼云々仁德六十五年紀
不見ユ正シたるハ宿難と云ハ人ノ類アリ上代モりハ人常ニなり

村能登利有羽白熊鷲者其爲
久強健亦身有翼能飛以高翔是
以不從皇命每略盜人民
戊子皇后欲擊熊鷲而自擅日宮
遷于松峽宮時飄風忽起御笠墮
或曰舊趾在筑前國夜須郡栗

田村、貝原好古曰、同村山中、今も松尾と云所り云々○飄風、和名抄ハ、颯、暴風從下而上也、和名豆無之加世、新撰字鏡ハ、颯、颯、颯等をよめ、是ハ風の旋りて吹、云、易林本節用集ハ、旋毛をツジと注シ、常ホツジ風とも云、又、方丈記ハ、治承四年卯月廿九日、京極の程より大なる過風起マテ、六條ヨリマまで、いづれしく吹、り、夫木集十九ノ、ちやぬとも、外へふやめ、色々の木のちめぐ、谷の辻風○御笠も、筑前国の郡名あり、按ホ上代て天皇の尊をも、つづつら笠を著、ひし、此條も、更、右、引、り、は

風、故時人號其處、曰御笠也、辛卯、至層增岐野、即舉兵、擊羽白熊、鷲、而滅之、謂左右曰、取、得熊鷲、我心則安、故號其處曰安也、丙申、轉至山門縣、則誅土蜘蛛、田油津媛、時田油津媛、兄夏羽興軍、而迎來、然聞其妹、被誅而逃之、入

姓氏録ハ、も見、た、る、が、如、し、三笠山の枕詞を、大君のと云、る、を、も、了、解、ま、べ、し、貝原好古曰、御笠郡山田村ハ、御笠の森と云、り、神后を祭マ奉、ると云、マ○辛卯、廿日○層增岐野、通證ハ、在、筑前怡土郡雷山中、今云層增岐嶽とりり○安也、筑前国郡名、夜須あり○丙申、廿五日○山門縣也、筑後国の郡名ホ、テ、和名抄ハ、夜萬止と注、ゼ、リ、原本山を、小、ホ、作、ま、り、今古本ホ、從、ム○田油津媛也、地名ホ、擬、た、る、名、ハ、夏羽も、ホ、ホ、シ

甲辰三日○火前國、和名抄ハ、肥前比乃三知乃久知○松浦縣、同國の郡名○玉嶋里小河、万葉五ノ、遊、於松浦河序ハ、余以下暫往、松浦之縣、逍遙、聊臨、玉島之潭、云々、麻都良奈流、多、麻

夏四月壬寅朔甲辰、北、到、火前國、松浦縣、而、進、食、於、玉嶋里小河之側、於是、皇后、勾、針、爲、鈎、取、粒、爲、餌、抽取裳絲、爲、緡、登、河中、石上、而、投鈎、祈、之、曰、朕、西、欲、求、財、國、若、有、成事者、河、魚、飲、鈎、因、以、舉、竿、乃、獲、細

之縣河波爾阿
由都流等云々
貝原好古曰松
浦郡濱崎の驛
より南方半里
許あり、此川
二派不流と玉
嶋の下不て落
合其ふがとの
川を今も小川
と云ふとど
三代實録二不
出たるもあ
るは是を粒を
イヒホと訓
例あり、俗
不飯粒と云
ふも
由とあり、鮎
を魚を釣て
占ふ意以て
當たる字あり
○希見、万葉
十、春花乃益
希見同十二、
穢者雖為彌
希將
見も云々、變
るの活たる
あり
神田を御年地
あり、初シロ
と

鱒魚、時皇后曰、希見物也。希見、此
故時人、號其處曰梅豆羅國、今
謂松浦訛焉、是以其國女人、每當
四月上旬、以鈎投河中、捕年魚、於
今不絶、唯男夫雖鈎、以不能獲魚
既而皇后、則識神教、有驗、夏祭祀

之繁立所不
苗代と云も、苗
の繁立てる所
あり、式不伊勢
国朝明郡、苗代
神社とありも、
今繩生村不
也、即苗生村不
て、代と生と同
義あるを知る
べし、和名抄不
淡路石見等の
郷名不、神稻と
云、又十代田、五
百代田等の代
も、項みて、神田
も、稻頃ふとふ
由ありやと思

神祇躬欲西征、爰定神田而佃之、
時引灘河水、欲潤神田、掘溝及于
迹、驚岡、大磐塞之、不得穿溝、皇后
召武内宿禰、捧劍鏡、令禱祈神祇、
而求通溝、則當時雷電霹靂、蹴裂
其磐、令通水、故時人號其溝曰裂
田溝也、皇后還詣檀日浦、解髮臨
海、曰、吾被神祇之教、賴皇祖之靈、
浮涉滄海、躬欲西征、是以今頭濮

ひしりど、熟思
ふ不然らず、持

統紀不、班幣於
畿内天神地祇

海水、若有驗者、髮自分爲兩、即入
海洗之、髮自分也

及増神外田地、倭姫世記云、宇遲之國止白豆御止代神田進支、外宮儀式帳云、根倉乃御刀代御田平佃奉云々、廣瀬大忌祭詞云、皇神能御刀代平始云々、丹生姫記云、御門代御田給天、續後紀十八年、山城國乙訓郡山崎明神、御尸代田二所云々、如此引出つるを借字より、御年稻御年頃ふど、してて、其義不叶えざれを知らしめむためあり、夫木集七子、みり河加茂のみとしろ引うて、今々年の神を祈らむとあり、御年稻として聞ゆ、同北二子、は、みりや志賀の神田のみとしろ、り、は、苗を、よろづ世のため、とあり、御年地として聞ゆ、後のも、古義を去てよみたりとも、おもほせず、八雲御抄みとしろを、社田と注し、後へは、見は、引、引、引、河水を、仲哀紀不、僻縣とあり、処の川あり、初田水を入るを、マカスと云、る、千載集不、何、涼し、うり、氷室山は、水、あ、み、風、雅、集、真、菅、お、荒、田、の、水、を、ま、り、す、む、嬉、し、良、み、も、鳴、蛙、り、お、澗、神、田、仁、德、十、二、年、紀、不、注、べし、○迹、驚、岡、通、證、不、或、曰、在、那、珂、郡、安、德、村、貝、原、好、古、曰、此、岡、を、安、德、村、より、高、き、ま、と、八、九、間、廣、東、西、百、八、十、六、間、南、北、百、五、十、間、許、り、其、上、の、平、多、事、と、恰

局の面の如し、希世の地ありと云、○雷電霹靂、和名抄不霹靂俗云、加美於豆一云加美止岐、日本靈異記の注もあ、推古紀不霹靂木也、不可伐云々、是を雷解不て解とを裂を云、○裂田溝、通證不在迹驚岡、東、岸、下、○靈を御蔭の振不て、古言不振をフユと云、和名抄不靈、日本紀云、美太萬一云美加介とあり、○濮、通證不濮、蓋此與沐通と注し、集解不沐不改め、據古本と注せ、今姑、原本不從ふ

皇后便結分髮而爲髻、因以謂羣臣曰、夫興師動衆、國之大事、安危成敗、必在於斯、今有所征伐、以事付群臣、若事不成者、罪有於羣臣、是甚傷鳥、吾婦女之加以不肖、然暫假男貌、強起雄略、上蒙神祇之

言不如人也、漢書武帝紀、所任不肖、注、不肖、似也、無所象類、謂、不才之人也、
 ○奉詔以上、二、十八字、史記、呂后紀、の文を、少更、たり、○巳卯十日、○練、子ル、の、延、語、○大、三、輪、社、式、筑前、國、夜、須、郡、於、保、奈、牟、知、神、と

靈、下、籍、群、臣、之、助、振、兵、甲、而、度、嶮、浪、整、艦、船、以、求、財、土、若、事、就、者、群、臣、共、有、功、事、不、就、者、吾、獨、有、罪、既、有、此、意、其、共、議、之、群、臣、皆、曰、皇、后、爲、天、下、計、所、以、安、宗、廟、社、稷、且、罪、不、及、于、臣、下、頓、首、奉、詔、秋、九、月、庚、午、朔、巳、卯、令、諸、國、集、船、舶、練、兵、甲、時、軍、卒、難、集、皇、后、曰、必、神、心、焉、則、立、大、三、輪、社、以、奉、刀、矛、矣、軍、衆、自

り、猶、此、件、の、事、も、同、國、風、土、記、小、委、見、迄、た、
 ○吾、瓮、仲、哀、紀、小、阿、閉、嶋、小、作、り、筑、前、國、粕、屋、郡、海、中、小、阿、部、嶋、り、此、嶋、の、海、人、を、云、
 ○磯、鹿、和、名、抄、筑、前、國、糟、屋、郡、郷、名、志、珂、式、小、同、郡、志、加、海、神、社、と、り、志、加、海、人、の、俗、と、も、万、葉、を、と、め、古、歌、小、志、を、く、見、ゆ、同、國、風、土

聚、於、是、使、吾、瓮、海、人、烏、摩、呂、出、於、西、海、令、察、有、國、耶、還、曰、國、不、見、也、又、遣、磯、鹿、海、人、名、草、而、令、觀、數、日、還、之、曰、西、北、有、山、帶、雲、橫、緬、蓋、有、國、乎、爰、卜、吉、日、而、臨、發、有、日、時、皇、后、親、執、斧、鉞、令、三、軍、曰、金、鼓、無、節、旌、旗、錯、亂、則、士、卒、不、整、貪、財、多、欲、懷、私、內、顧、必、爲、敵、所、虜、其、敵、少、而、勿、輕、敵、強、而、無、屈、則、姦、暴、勿、聽、自

記不、糟屋郡資
珂嶋、昔氣長足

姫尊、幸於新羅
之時云々、此嶋

與打昇嶋、相連接殆可謂同地、因曰近嶋、今訛謂之資珂嶋、○執斧鉞令三軍、舊讀

マサカリヲ執リ、ミタムロノイクサニ令、とよめとと字、子泥みたる訓あり、斧

鉞、景行紀ハ注シ、三軍、杜預、公十一年、春秋ハ正月作三軍、杜預、公萬二千五百

人ト注シ、論語ハ子行三軍、則誰與、とあり、注ハおろし、○金鼓、案ハ鼓、上代ヨ

マ聞、正シ、金トモ何ヲ云、る、鐸、類、知、が、り、と、ど、暫、カ、子、と、よ、む、べ、し、○敵

少、而、勿、輕、云、々、是、と、い、と、變、た、軍、令、ハ、筆、の、進、び、ハ、書、出、る、支、那、人、も、昔、ヨリ

心、着、ざ、り、し、と、見、て、兵、七、書、を、ま、じ、め、史、類、諸、子、百、家、ハ、涉、マ、カ

か、る、美、言、を、記、せ、ゆ、を、未、見、し、こ、と、あ、し、穴、ゆ、し、り、た、ふ、し

和魂字の如し、
凡、神、ハ、は、と、人

ふ、ま、れ、和、荒、の
二、魂、も、必、離、る

と、あ、い、ハ、花
小、香、を、帶、び、燈

服勿殺、遂戰勝者必有賞、背走者

自有罪

既而神有誨、曰、和魂服玉身而守

壽命、荒魂爲先鋒而導師、船、和魂

既、而、神、有、誨、曰、和、魂、服、玉、身、而、守

壽、命、荒、魂、爲、先、鋒、而、導、師、船、和、魂

此、云、阿、彌、多、摩、羅、即、得、神、教、而、拜

禮之、因以依網、吾彥男垂見、爲祭

神主、于時也、適當皇后之開胎、皇

后、則取石、挿腰而祈之、曰、挿竟還

日、產於茲、土、其、石、今、在、于、伊、都、縣

道邊、既而則、擣荒魂爲軍、先鋒、請

和魂爲王、船鎮

式、奏御上儀、ふも見、即大身、ふマを、加、たる、あり、○荒魂、和魂、下、注、マ、釈、紀

子、兼、方、案、之、和、魂、者、攝、津、国、住、吉、大、明、神、荒、魂、者、長、門、国、住、吉、大、明、神、也、と、云、マ、此

說、云、り、は、べ、し、式、ハ、長、門、国、豐、浦、郡、住、吉、坐、荒、魂、神、社、と、云、マ、符、マ、○拜、禮、續、紀

廿、六、ハ、天、社、国、社、乃、神、等、乎、も、為、夜、備、未、都、利、雄、略、紀、ハ、跪、禮、を、よ、め、マ、礼、を、并、マ

と、云、る、也、と、ビ、と、も、ブル、と、も、辞、を、加、て、云、マ、例、あり、○依、網、吾、彥、男、垂、見、の、依、網

と、攝、津、国、住、吉、郡、の、地、名、子、て、和、名、抄、ハ、同、郡、郷、名、大、羅、於、保、與、佐、美、と、云、マ、地、子

○日本紀標注卷之九

○二十

○二十

○二十

○二十

○二十

○二十

○二十

て風伯と云、マ、
 同物なり、同上
 林賦、推、飛、廉
 弄獅象、と云、
 をむ、郭璞、龍
 雀也、と注せり、
 龍雀、も、續、博
 物志、飛、廉、鹿
 身頭、如、雀、有、角
 而蛇尾、と云、
 旗輝日鼓吹起聲山川悉振
 海乎是言未訖之間船師滿海旌
 未嘗聞海水凌國若天運盡國為
 所則集諸人曰新羅之建國以來
 歟新羅王於是戰戰栗栗厝身無

よ、出たる作字、さふかり彼、ス、
 意、撰、終、へるをや、○陽侯也、少童、命を申、文選南都賦、揮、天、吳、與、陽、侯、同、吳、都
 賦、陽、侯、澆、兮、掩、鼻、驚、高、誇、注、陽、侯、陽、國、侯、也、溺、死、於、水、其、神、能、為、大、波、云、々
 ○大風順吹、舊讀オホキナルカゼ、オヒカゼニフキテと云、推、古、紀、小、覓、船、材、皇、極
 舊讀、ホ、ツ、ム、と、り、と、ど、或、人、船、を、朝、鮮、の、方、言、を、り、と、云、マ、推、古、紀、小、覓、船、材、皇、極
 紀、小、所、乘、船、と、り、マ、○艦、楫、舊、讀、カ、ユ、カ、チ、と、り、る、也、非、あ、り、万、葉、二、小、與、津、加
 伊、痛、勿、波、徐、曾、同、十、九、小、船、都、良、奈、米、真、可、伊、可、氣、新、撰、字、鏡、小、棹、船、乃、加、伊、と
 ち、後、世、艦、と、字、音、小、呼、あり、へ、マ、原、本、艦、を、艦、ふ、作、り、今、古、本、小、從、ム、○戰、戰

栗栗、新撰字鏡、小、憚、畏、懼、之、良、於、豆、悻、惶、也、和、奈、々、久、記、の、中、卷、小、手、足、和、那、那、岐
 互と有り、是をもの、くとも云、て、身、震、ひ、を、云、此、四、字、漢、書、昭、帝、紀、小、見、を
 たり、論、語、小、使、民、戰、栗、注、小、恐、懼、貌、○厝、身、無、所、万
 葉三、小、將、為、便、不、知、同、五、小、世、武、須、弊、斯、良、爾、云、々
 神、同、天、書、用、明
 天皇二年、條、小
 物部、守、屋、中、臣
 勝海、諫、曰、吾、國
 者、神、國、也、何、廢
 國、神、而、尊、外、國
 神、耶、日、本、後、紀
 五、小、負、衣、餘、關
 留、神、國、典、春、記
 長曆四年八月
 廿三日、條、小、此
 國、是、神、國、也、本
 自、不、嚴、警、戒、云、々、實、小、神、ふ、が、ら、る、國、な、れ、を、神、國、と、も、神、國、な、れ、を、稱、申、も、更
 ぶ、れ、を、史、記、孟、軻、傳、晉、書、禮、志、南、史、王、或、傳、等、小、已、が、佳、地、を、蠻、夷、と、も、去、ら、て、み

○日本紀標注卷之九
 ○二十二

栗栗、新撰字鏡、小、憚、畏、懼、之、良、於、豆、悻、惶、也、和、奈、々、久、記、の、中、卷、小、手、足、和、那、那、岐
 互と有り、是をもの、くとも云、て、身、震、ひ、を、云、此、四、字、漢、書、昭、帝、紀、小、見、を
 たり、論、語、小、使、民、戰、栗、注、小、恐、懼、貌、○厝、身、無、所、万
 葉三、小、將、為、便、不、知、同、五、小、世、武、須、弊、斯、良、爾、云、々
 神、同、天、書、用、明
 天皇二年、條、小
 物部、守、屋、中、臣
 勝海、諫、曰、吾、國
 者、神、國、也、何、廢
 國、神、而、尊、外、國
 神、耶、日、本、後、紀
 五、小、負、衣、餘、關
 留、神、國、典、春、記
 長曆四年八月
 廿三日、條、小、此
 國、是、神、國、也、本
 自、不、嚴、警、戒、云、々、實、小、神、ふ、が、ら、る、國、な、れ、を、神、國、と、も、神、國、な、れ、を、稱、申、も、更
 ぶ、れ、を、史、記、孟、軻、傳、晉、書、禮、志、南、史、王、或、傳、等、小、已、が、佳、地、を、蠻、夷、と、も、去、ら、て、み

○日本紀標注卷之九
 ○二十二

封圖籍降於王船之前
 距乎即素旆而自服素組以面縛
 皇必其國之神兵也豈可舉兵以
 東有神國謂日本亦有聖王謂天
 己國讐焉失志乃今醒之曰吾聞
 新羅王遙望以為非常之兵將滅
 己國讐焉失志乃今醒之曰吾聞

づりり讀て、神州と云、誇はとも、事實をあらぬ僻言あり○素旆云々、愍て戰場
に素色を用るも伏罪の標あり○圖籍を地圖と人籍とあり、荀子榮辱篇に脩
法則度量刑辟、國籍、楊倞が曰、謂摸寫土
地之形、籍、謂書其戶口之數也と注せり

銅部也、職員令
左右馬寮、馬
部六十人、
即銅部、
履中紀、
部之、
○不乾、
年祭、
原波、
云々、
馬毛、
鏡、
馬波、

因以叩頭之曰、從今以後、長與乾
坤一伏爲飼部、其不乾、舩、
獻馬梳及馬鞭、復不煩海、遠以每
年貢男女之調、則重誓之曰、非東
日更出西、且阿利那禮河返、以逆
流、及河石昇爲星辰、而殊闕春秋
之朝、忍廢梳鞭之貢、天神地祇共

利那禮也、松下
見林、鴨、綠、江

討焉

也と云、るよし、通證不記せ、年治按、是も鴨、津、津をナルと云、
韓地の方言、其こと訓蒙字會に見、
書二百二十高麗條、有馬、昔水、出、
與鹽難水合、又西南至安市、入于海、
先不、
十艘の朝貢、
を、
文書と、
字、
あ、
東、
濟、
十、
濟、
文、

時或曰、欲誅新羅王、於是皇后曰、
初承神教、將授金銀之國、又號令
三軍曰、勿殺自服、今既獲財、國亦
人自降服、殺之不祥、乃解其縛爲

書記と記せ、
此年と晋の寧
康二年ふて、我
仁徳天皇六十
二年ふ當り、
うとむ此時
まて、彼国製
の古文字あり
て、其を用ひし
ふや、或、後、作
たりとも云、
時皇后弭ふて、
異文字以て雕
皇国上代の字
波沙寐錦も、婆
婆王もて、寐錦
と思ひえず、初
婆婆も、父を儒

飼部、遂入其國中、封重寶府庫、收
圖籍文書、即以皇后所杖矛、樹於
新羅王門、為後葉之印、故其矛今
猶樹于新羅王之門也

爰新羅王、波沙寐錦、即以微叱已
知波珍干岐、為質、仍賫金銀彩色、

理と云て、後漢
安帝永初六年
ふ、死ねてと、東
国通鑑ふ記し、
年契ふ、我景行
天皇四十二年
ふ當り、とと、東
立たふ書、ふ
せむ、彼を虚とし、
斯欣と云、もの
と、何、此四十七
我を是とと、
国通鑑ふ、十七
を記せば所ふ、
代也と注せ、
羅を和名抄ふ、
のうす、衣をた
りは、ふど見ゆ、

及綾羅縑絹、載于八十艘、船令從
官軍、是以新羅王、常以八十船之
調、貢于日本國、其是之縁也

聞傳へ、甚後世ふ至、書
出とく、省記
知波珍干岐の、微叱已知と、未
新羅遣、未斯欣質、于倭
紀年、乱と、む
波珍を東
新羅官名
新羅官名
阿夜と、何、文あり、
拾遺集ふ、蟬の羽
す、薄衣の、枕詞ふて、
新千載集ふ、せみ、の、
新千載集ふ、せみ、の、
平他字類抄等ふ、羅をウ
○日本紀標注卷之九

紅羅、靑羅とも有り、夫木集卅三、うをそとふ、おとほ衣を、夏まで、春のかけ
 つ、をしまとしく、天武紀に、綾羅をウスハタと訓、以上羅をよめる中、ウ
 スハタを去つはべき、○縹和名抄に、加止利と注せり、葛織の切あり、是を糸を
 細織に織立たるにて、空穂物語吹上、綾のうど、まの、まの、まの、ぬ、と有り、う、
 れ、布帛に耳、たる、糸、な、て、其、宜、を、縹、絹、と、云、○艘、船、舊、讀、カ、ハ、ラ、と、の、れ
 ど、旁、例、を、見、る、と、お、つ、り、あ、し、平、家、物、語、に、船、底、を、云、は、是、より、紛、ひ、た、る、
 や、考、ふ、信、し、○
 高麗、和名抄に、
 武藏国郡名高麗、古末と注し、
 山城国相樂郡、
 郷名大柏下柏、
 人の館有り、
 由、名、柏、と、云、
 こと、欽、明、紀、に、
 見、色、たり、高麗、
 を、コマ、と、云、
 於、是、高麗、百濟、二、國、王、聞、新羅、收、
 圖、籍、降、於、日、本、國、密、令、伺、其、軍、勢、
 則、知、不、可、勝、自、來、于、營、外、叩、頭、而、
 歎、曰、從、今、以、後、永、稱、西、蕃、不、絶、朝、
 貢、故、因、以、定、内、官、家、是、所、謂、之、三、
 韓、也、皇、后、從、新羅、還、之、

也、彼地の方言を傳たり、かくて高麗とハ齊書五十八、隋書八十一、唐書二百二
 十、五代史七十四等に見えて、其先を河伯の子孫と云ふあり、○百濟和名抄
 攝津国郡名百濟、久太良と注せり、是も彼国の方言を傳たるあり、北史九
 十四、百濟之國蓋馬韓之屬也云々、宋書九十七、百濟國本與高麗俱在遼東
 之東千餘里、東國通鑑七、自始祖祖祚王以前、漢成帝鴻嘉三年癸卯、都慰礼城
 號十濟、後改百濟云々、至義慈王庚申、唐高宗顯慶五年而亡、合三十五王共六百七
 十八年云々、其の温祚と云、王也、我垂仁天皇の御宇の始、當たり、○西蕃を成
 務紀に中區之蕃屏と、つるに注せり、○内官家の内を、我天皇の領、つるに内、の、意
 あり、官家と御宅、屯倉、官田等をよみ、即日本府にて、我御家と云、義之、欽明紀に
 天皇所用、弥移居、國、俱蒙福祐と、つるに、百濟を官家、國と稱せり、○三韓、後漢書
 東夷傳に、韓有三種、一曰馬韓、二曰辰韓、三曰弁韓、馬韓、在西有五十四國、其北與
 樂浪接、辰韓、在東十有二國、其北與濊貊接、弁韓、在辰韓之南、亦十有三國、凡七十
 八國、伯濟是其一國焉、大者萬餘戶、小者數千家、在、山海、間、地、合、四、千、餘、里、東、西、以
 海、為、限、皆、古、之、辰、國、也、馬、韓、最、大、東、國、通、鑑、一、の、外、紀、に、權、近、曰、三、韓、之、說、互、有、不
 同、然、朝鮮、王、準、避、衛、滿、之、亂、浮、海、而、南、開、國、號、馬、韓、至、百、濟、温、祚、立、遂、并、之、今、之、益
 州、有、古、城、至、今、人、稱、為、箕、準、城、則、馬、韓、之、為、百、濟、無、疑、矣、辰、韓、新、羅、始、祖、赫、居、世、所
 起、之、地、新、唐、書、曰、十、韓、在、樂、浪、之、地、又、曰、平、壤、古、漢、之、樂、浪、郡、則、辰、韓、之、為、新、羅、十
 韓、之、為、高、句、麗、亦、無、可、疑、云、々、同、十、一、に、其、名、馬、韓、十、韓、辰、韓、馬、韓、則、高、句、麗、十、韓

則百濟、辰韓、則新羅也云々、如此まらしく、の説りるを思へむ、おのく、何どの
 地ふ當りたりと云、こととの、マレくしよそ、彼国ふても知れ、ぐさき、おとみまむ
 りて、ららし○
 辛亥十四日○
 宇添を、筑前国
 糟屋郡ふて、今
 神廟なり、宇添
 宮と称し、八幡
 也

於筑紫、故時、人號其産處、曰宇添
 太神を齋祭より、因云先帝崩終ひて、太子降誕まで、十一月を經た、同年九月、
 條子、當皇后之開胎、皇后則取石挿腰云々、とらとを、臨月、後と終ふこと、三月
 あり、然を生ざりしとき支那ものし、マ、動をれむ、穴りして、皇后を識奉るもの
 ら、年治が憤り云、を聴け、百ふ一も、先帝の眞の御子ふおそし、坐じとせば、然汚
 しき大御身ふ、何ゆふ天地の神たちを、神懸を終ひりむ、殊ふ、麿坂忍熊の二
 皇子も坐しふ、數万の群臣を何ゆふ、皇后を背奉らざらむ、其いそよ
 そ聞まをし、は、支那国ふも、老子を八十一年の間、母の胎内ふ在りしと、酉陽雜
 俎ふ記し、堯を十四月而産と、五雜俎ふ記せり、八十一一年とを論ふたらぬ、寓言
 おとど、十二三月ふ及べるもの、今、世ふまらまむ、聞り、況て神の
 御所為るとむ、何り疑ひ奉らむ、たそけ、儒者らば、妄言まあ、く、

沙摩と、周防、国一云、是有、神託、沙摩、天皇、居筑紫、檀、日、宮、
 の郡名○内避、是、有、神、託、沙、摩、天、皇、居、筑、紫、檀、日、宮、
 以下、三人の名、避、高、松、屋、種、以、誨、天、皇、曰、御、孫、尊、
 あり○御孫尊、也、若、欲、得、寶、國、耶、將、現、授、之、便、復、
 とも、皇祖天神、曰、琴、將、來、以、進、于、皇、后、則、隨、神、言、
 小對て、御代々、而、皇、后、撫、琴、於、是、神、託、皇、后、以、誨、
 々の天皇達を、之、曰、今、御、孫、尊、所、望、之、國、譬、如、鹿、
 申を、称ふて、此、角、以、無、實、國、也、其、今、御、孫、尊、所、望、之、國、
 申を、哀天皇を、之、及、火、田、爲、幣、能、祭、我、者、則、如、美、女、
 申を、○所望之、及、火、田、爲、幣、能、祭、我、者、則、如、美、女、
 云、○無實國、顯、炎、國、以、授、御、孫、尊、
 宗紀、小、老、髦、虛、羸、と、も、り、空、字、を、も、よ、め、初、鹿、角、を、内、と、虚、ら、る、を、の、あ、後、む、
 譬、ふ、取、り、て、熊、襲、國、を、實、あ、む、を、示、し、終、へ、○及、火、田、原、本、名、大、田、ふ、誤、り、り、此、
 こ、と、上、不、斷、り、て、正、し、お、さ、ぬ、○

為幣、原本幣を、辨、誤、り、
 向、置、男、聞、襲、大、時、天、皇、對、神、曰、其、雖、神、何、謏、語、耶、
 歷、五、御、魂、速、狹、何、處、將、有、國、且、朕、所、乘、船、既、奉、於、
 ○日本紀標注卷之九
 ○二十六

騰尊と誤字の
らひ、熟よみえ
たるを見ず、今
試み云む、向ハ
上ハ天疎向津
媛命と、り、処
ハ云つ、う、と
ハ向置男聞襲
ハ大歴とよみて、
向日津招競ふ
るべし、向ハと
と、日の大御形
を申し、招と寶
助辞あり、五を
と日、靈の空ハ
るあり、○聞惡
○宇流助富利
新羅、國中、於
是、新羅王、宇
流助富利、

騰尊と誤字の
らひ、熟よみえ
たるを見ず、今
試み云む、向ハ
上ハ天疎向津
媛命と、り、処
ハ云つ、う、と
ハ向置男聞襲
ハ大歴とよみて、
向日津招競ふ
るべし、向ハと
と、日の大御形
を申し、招と寶
助辞あり、五を
と日、靈の空ハ
るあり、○聞惡
○宇流助富利
新羅、國中、於
是、新羅王、宇
流助富利、

○日本紀標注卷之九
○二十七
利智于、參迎之、取王船、即頭
日、臣、自今、以後、於日、本國、所居、神
御子、爲內、官、家、無絕、朝貢、一云、禽
獲、新羅、王、詣、于、海、邊、拔、中、則、留、令
一、人、爲、新羅、宰、而、還、之、埋、沙、中、則、留、令
王、妻、不、知、埋、夫、屍、之、當、地、獨、有、誘、宰
之、情、乃、誣、宰、曰、汝、當、爲、汝、妻、於、是
之、處、必、篤、報、之、且、埋、屍、更、出、王、屍、葬
宰、信、誘、言、密、告、之、埋、宰、更、出、王、屍、葬
與、國、人、共、議、之、殺、宰、更、出、王、屍、葬
於、他、處、時、取、其、屍、埋、于、王、墓、土、底、
以、舉、王、觀、空、其、上、曰、尊、卑、次、第、固
當、如、此、於、是、頓、滅、新羅、國、人、悉、懼
大、起、軍、衆、欲、頓、滅、新羅、國、人、悉、懼
滿、海、而、詣、之、是、時、新羅、國、人、悉、懼
不、知、所、如、則、以、謝、罪、

○日本紀標注卷之九

○二十七

骨を抜、とも、嚴刑に處しあり。○宰也、大詔を奉持て、任奉る人を云、雄略紀、推古紀等、不、国司をよめ給む、併知るべし。○誘也、招釣の轉み、神武紀に誘磨而取之。○觀也、字書に棺也と注せり。○空也、字書に葬。下棺也、と云、下居あり。○天皇も、神功皇后を申ス。

山田邑、式、小長門、国、豊浦郡、住吉坐、荒魂神社、八幡本紀、山田邑、在、府中、西二十八町許、今云、一宮村、と記せり。○穴門、直也、仲哀紀、不見也。○津守、連、姓氏録、子、津守、連、火明命、男、天香山、命、之後也、又、津守、宿禰、

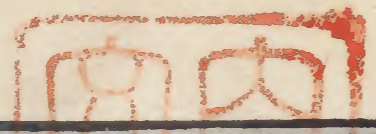
於是從軍神、表筒、男、中筒、男、底筒、男、三神、誨皇后曰、我荒魂、令祭於穴門、山田、邑也、時、穴門、直、之祖、踐立、津守、連、之祖、田裳見、宿禰、啓于皇后曰、神、欲居之地、必宜奉定、則以踐立、為祭荒魂之主、仍祠立於穴門、山田、邑、爰伐新羅之明年、春

尾張、宿禰、同祖、火明、命、八世、孫、大御日、宿禰、之後也、續紀、三十五、主、神、津守、宿禰、國、麻呂、本、と見ゆ、天武、十三年、紀、小、津守、連、賜、姓、曰、宿禰、是、と、住、吉、の、津、を、守、る、の、義、ふ、お、べ、し、今、御、社、の、舊、神、官、を、惣、て、田、裳、見、宿、禰、の、子、孫、あり、と、云、○祭、荒、魂、之、主、也、長、門、国、住、吉、神、社、の、ふ

二月、皇后、領群卿及百寮、移于穴門、豊浦宮、即收天皇之喪、從海路以向京、時、麤坂王、忍熊王、聞天皇崩、亦、皇后、西征、并皇子、新生、而密謀之、曰、今、皇后、有子、群臣、皆從焉、必共議之、立幼主、吾等、何以兄從、第乎、乃詳為天皇作陵、詣播磨、興山陵於赤石、仍編船、于淡路、嶋、運其嶋、石、而造之、則、每人、令取兵

○作陵集解
小陵在明石郡
山田村、陵上有
千壺、俗曰千壺
陵と記せり○
犬上君、景行紀
不見、吉師祖、姓氏録、吉志難波忌寸同祖、大彥命之後也、攝津志、小有馬郡貴志村、此地より出たる姓、小て、此氏人、繼體紀以後、往々見えて、吉士小作、又吉志小作、五十狹茅宿、祢次の歌、伊佐智須區、祢とあり
菟餓野、難波
古岡、城北、今
の川崎村と云
ば、仁德紀、不見
と聞、然邊
攝津志、矢部郡

而待皇后、於是犬上君祖、倉見別、
與吉師祖、五十狹茅宿、禰、共隸于
麤坂王、因以爲將軍、令興東國、兵、
時、麤坂王、忍熊王、共出菟餓野、而
祈狩之、曰、祈狩、此云、于、若有成事、
必獲良獸也、二王各居假廩、赤猪
忽出之、登假廩、咋麤坂王、而殺焉、



條、刀我野、
何、是、あり、
○祈狩、記、小宇
氣、比、猶、小、作、也
為、狩、因、其、獲、以
占、吉、凶、之、名、也
多、上、代、常、不
多、り、○、假、廩、
神代紀、小、見、也
たり、○、赤、猪、也
野猪、小、て、記、の
上、卷、小、赤、猪、在
此、山、云、々、○、咋
麤坂王、而、殺、攝
津名、所、因、會、能、勢、郡、木、代、村、所、傳、と、云、を、引、て、曰、む、か、し、神、功、皇、后、御、凱、陣、の、時、皇
太子、を、供、奉、と、云、ふ、香、坂、王、と、い、ふ、無、道、の、人、の、り、を、国、家、を、奪、え、む、と、て、軍

軍士悉慄也、忍熊王謂倉見別曰、
是事大恠也、於此不可待敵、則引
軍更返屯於住吉、時皇后聞忍熊
王起師以待之、命武内宿禰懷皇
子、横出南海、泊于紀伊水門、皇后
之舩直指難波、于時皇后之舩廻
於海中、以不能進、更還發古水門
而卜之

勢を催し皇后を亡さんとして所々ふて挑み戦ひ、此山中に追駈奉り、既而殺し奉らむとせば、所々猪多く出て、香坂王を飛り、王詮方なく、大木の梢に昇り、猪是を見て、其木根を穿掘て、打倒し終ふ、香坂王を喰殺しり、云々、此猪の縁故を以て、古來此村より、毎年十月亥子餅を、調貢を例とし、康安二年五月三日、應永卅二年八月十一日等の、口宣を傳たりとぞ、うゝとむ、菟餓野を難波に接近の地なり、○紀伊水門も、同国海部郡加田り、又若浦など、難波を避、ひしふや、○難波も、攝津国河邊郡尼崎近邊に、難波村東西に分きたる、○勢古も、攝津国郡名ふて、和名抄も、武庫も作ら、應神紀にも、武庫と云々、皇居、原本居を、后も作ら、今一本も從ふ、○御心廣田国の、御心も、枕詞、武庫、攝津国武庫郡、廣田神社、和名抄も、同郡郷名、廣田、比呂多、同国風土記も、

於是天照大神、誨之曰、我之荒魂、不可近皇居、當居御心廣田國、卽以山背根子之女、葉山媛、令祭、亦稚日女尊、誨之曰、吾欲居活田、長峽國、因以海上五十狹茅、令祭、亦

皇后到攝津國海濱、北岸廣田郷、今號廣田明神、是也、故號其海邊、曰御前濱、曰御前澳、又埋其兵器處、號曰武庫、○山背根子、姓氏録も、山代直、天御影命十一世孫、山代根子之後也、と云々、同書も、山直も作ら、とぞ、神代紀も、天津彦根命、是凡川内直、山代直等、祖也、と記し、又姓氏録、額田部湯坐連、條も、不見、色た、○活田、長峽國、和名抄、攝津國八部郡、郷名、生田、以久多、式も、同郡生田神社、見ゆ、天武紀も、攝津國言、活田村、桃李實也、と云々、今神社の地を、生田宮村と云々、長峽も、今隱たり、字書も、峽、山足也、と注せ、惣て、八部、兔原の二郡も、西北に山を受、長峽と云、べき地勢あり、次に、淳中倉之長峽、と云々、も、おまじ、攝津名所、國會、菟原郡住吉神祠、條も、其社前も、在る松を、長尾、松と記せ、○海上も、上總下總の郡名も、て、五十狹茅も、上の吉師、祖も、も、同名見ゆ、注者、國造本紀、胸刺、國造、條も、兄多毛比命、兒、伊狹知直、と云々、此人あり、と云、○事代主尊、例も、よらむ、尊も、命も、改むべし、とぞ、姑、原本も、從ふ、○御心、長田國の、御心も、上も、おまじ、式も、攝津國八部郡、長田神社、和名抄も、同郡、長田郷、なり、

事代主尊誨之曰、祠吾于御心長田國、則以葉山媛之弟、長媛、令祭、

天津渚中倉之
長峽の、大津を、
ハクベ、菟原武庫
等、海岸の惣名、
渚中倉を、今隠
して聞せず、長
峽を、活田長峽
ふおれじ、攝津
風土記に、所以
稱住吉者、昔息
長足比賣、天皇
世住吉、大神現
出而巡行天下、
覓可住國、到於
沼名、棕之長岡
之前、乃謂斯實
之、
可住之國、遂讚稱之、云真住吉之國、乃是定神社、今俗畧之、直稱須美乃敷、と有り、
風土記に長岡之前の下、前者今神宮、南邊、是其地と、細字を加たり、今住吉郡

亦表筒男、中筒男、底筒男、三神誨
之曰、吾和魂、宜居大津渚中倉之、
長峽、便因着往來、於是隨神教、
以鎮坐焉、則平得度海、忍熊王復
引軍退、到菟道、而軍之、皇后南詣
紀伊國、會太子於日高、以議及羣
臣、遂欲攻忍熊王、夏遷小竹宮、
竹

ふれ住吉、神社を元よりの社地ありと思へば、上代の事實をあらざればあり、
按ふ廣田活田長田を、何れも海西に並坐して、獨住吉のみ海東に立離るべき、
理、ふれとむ、四所おのゝ、相連あり坐しなと、推ておほべし、和名抄に攝津國、
菟原郡住吉、郷りて、其地に住吉、神社も有り、故土人と元住吉と稱し、此地に
姑、坐して、後今この地を遷坐しと著し、○以鎮坐焉、則平得度海と、四所の大
神たちを海西に鎮坐して、後、海を渡りて、紀伊國に到り、ぬひしをや、○菟道と、
山城國の郡名宇治あり、○日高と、紀伊國の郡名、○小
竹宮、和泉志和泉郡、條、小竹宮古蹟在尾井村と云、
晝暗を、天津日
の御靈、雲霧の
ため、御光を隠
しぬひしみて、
甚々畏ふ業な
らむや、○常夜
行、記の上卷に、
葦原中、國、悉、關、
因此、而、常、夜、往、
云々、○豐耳丹

人曰、常夜行之也、皇后問紀直祖
適是時也、晝暗如夜、已經多日、時
豐耳曰、是惟何由矣、時有一老父
曰、傳聞如是、惟謂阿豆那比之罪
也、問何謂也、對曰、二社、祝者共合

生姫紀ふ、紀伊氏祖云々豊耳命とあり、此人あまの姫と○阿豆那比之罪も、義理なきは、ゆゑ、假名も傳はる、通證も、天智紀ふ、失火とあり、を、徴として、穢火之義歎と云、るも、古假名のミを、アと書り、るを、心得ざれば、説ふて、天智紀ふ、失火とあり、るを見れば、し、集解ふ、謂日為陽熱、那比、無也と云、るも、殊ふ、拙も、年治此條の文意を、つら、く、讀、味ふ、ふ、二人の祝を、男色の友あり、るむ、然、れ、ことと、我國、ふ、

葬歟、因、以、令、推、問、巷、里、有、一、人、曰、
小、竹、祝、與、天、野、祝、共、為、善、友、小、竹、
祝、逢、病、而、死、之、天、野、祝、血、泣、曰、吾、
也、生、為、交、友、何、死、之、無、同、穴、乎、則、
伏、屍、側、而、自、死、仍、合、葬、焉、蓋、是、之、
乎、乃、開、墓、視、之、實、也、故、更、改、棺、觀、
各、異、處、以、埋、之、則、日、暉、炳、燦、日、夜、
有、別、

有別、
讀、味ふ、ふ、二人の祝を、男色の友あり、るむ、然、れ、ことと、我國、ふ、

上代より、あ、り、し、を、殊、ふ、死、て、同、穴、を、さ、へ、
神の大、惡、み、ま、し、て、日、光、を、隠、し、ぬ、ひ、し、あ、や、
語、あ、は、べ、し、此、こ、と、西、田、直、養、も、思、ひ、よ、り、て、
ふ、も、持、統、天、皇、を、天、武、天、皇、の、槍、隈、陵、に、
ふ、御、同、棺、に、葬、し、ふ、そ、う、ら、じ、雄、略、紀、に、
あ、と、り、と、ど、其、の、別、事、ふ、て、此、の、例、ふ、を、
皇、女、を、帝、陵、に、合、葬、せ、し、こ、と、猶、や、凡、
と、云、し、人、よ、り、始、ま、り、た、る、と、し、礼、檀、弓、
り、業、を、為、さ、せ、し、也、爰、ふ、驚、き、ひ、て、
と、右、ふ、小、竹、宮、と、り、る、地、に、て、和、泉、志、
社、見、を、な、り、其、祝、あ、り、し、ふ、や、○天、野、
小、竹、を、遠、う、ら、ぬ、所、あ、り、秋、紀、に、紀、伊、
女、社、者、高、野、天、野、明、神、也、と、記、せ、り、
此、社、の、祝、の、世、系、も、丹、生、地、賣、紀、に、
庚、子、五、日、○和、
珥、臣、祖、武、振、熊、
記、ふ、丸、途、臣、之、
祖、難、波、根、子、建、

三月、丙申朔、庚子、命、武、内、宿、禰、和、
珥、臣、祖、武、振、熊、卒、數、萬、衆、令、擊、忍、

振熊命子作也
此氏孝昭
紀子見也

○山背も山城
あしど、大和の
奈良坂の嘴よ

出たる国名、仁徳紀
夜葬之呂珥、伊辞
鷄苔利夜葬とよみ
後山背を

綴喜郡ふ行りしめ
時御歌、同国風土
記ふ、久世郡蘇我
岡武内宿禰屯

軍土人多枯死
出屋財贖之、武
内薨後祭茲云

々○熊之凝、大
和志、添上郡
大安寺舊名と

記せり○葛野
城首の葛野
山城国の郡名、
城首を書ふ見

熊王爰武内宿禰等選精兵從山
背出之至菟道以屯河北忍熊王

出營欲戰

時有熊之凝者為忍熊王軍之先
鋒一熊之凝者葛野城首之祖也

欲勸己衆因以高唱之歌曰烏智
箇多能阿邏邏摩菟麼邏摩菟麼

邏珥和多利喻祇氏菟區喻彌珥

とず○多吳吉
師詳ありず續
紀九ふ多胡吉
師手と云人見

也の十字有り古本ふ无ふ扱て割る吾を吉の誤あれ給し○烏智箇多能を彼
方之ふて、彼此とも書たり、万葉緯ふ、神名帳二字治彼方神社トアレバ、此、彼方
ハ地ノ名歟、定家卿ノ拾遺愚草ニ、彼方ヤハルケキ道ニ雪ツモリ、待夜カサナ
ル宇治ノ橋ヒメ云々、此等遠キ心ヲ處ノ名ニヨセテヨマレタリトミユト云、

マ○阿邏邏摩菟麼邏、新撰字鏡ふ、粗略也、疏也、阿良々と注せ給也、何れと云
むらふれ松原を云、マバラと云も、間荒の轉之、万葉一、霰、亦安良礼松原と云
るも、おふじ、原本阿邏乙麼菟麼邏ふ作より、乙を邏を重て、々と云るは、ひの誤、

常○和多利喻祇氏も、渡行而みて、宇治川をこ○菟區喻弥珥も、槻弓ふて、槻
木以て作れる弓之、槻をツクと云、月を月夜と云、ふおれじ○末利柳塙多具
倍と、教紀をまじめ、諸説ら、後と用ふと、強て、按ふ真錐矢の略ふて、鏃の錐の
如の矢ふほべし、蝦夷地ふて、さすの如き、マギリと云、よし、和訓栞二編ふ記

○日本紀標注卷之九
三十三

せり、多俱陪を副あり○宇摩比等破也、可美人若みて、顯宗紀も貴人をよみ、仁
 德紀も于磨臂昔能、多苑屢虚等太氏、万葉五、美流爾之良延奴、有麻必等能古
 等ふど多りり、惣て清音よよむべし、紀中良家又君子をよめり○于摩臂昔奴
 知野も、上み見返なり、奴知も万葉十七、於毛敷度知、同十九、密別度知、ふど
 りて、共、字をもよめり、俗も同士と云、意多り、野も上み屬り、伊徒姑播
 茂、記の上巻も、伊乃古夜能、伊毛能、美許等、万葉十六、伊乃古名兄乃君、催馬樂
 篠波も、以止古世乃、万以止古世、尔世、牟也、ふど聚、思ふも、甚親みふり、人を、伊
 徒姑と云、りむ、故、父子兄弟の次も、從父兄弟姉妹を、和名抄も伊止古と注し、
 通俗も然云、播茂も歎息の詞も、古歌も例おほし、古今も春日野の雪間
 をわけて、おひ出くは、草のもつりみ、見返し君をも○伊装阿波那和例波も、率
 將遇我者も、遇むとも合戦もむと云、意、那も慥も云、居る語も、万葉十
 九、此、雪之消遣時、爾去來歸奈と、りるもおほし、以上一首の歌も、はべし
 多摩岐波屢も、**多摩岐波屢于池能阿層餓波邏**
 枕詞も、冠辭
 考も委し○于
 池能阿層餓も、**濃知波異佐誤阿例椰伊装阿波**
 内吾兄之の轉
 みて、武内宿禰

那、和例波

と指、初吾兄をアツと云、るも、万葉十六、池田乃阿曾我、又穂積乃阿曾我、又平
 群乃阿曾我、ふど、後、阿曾美と美を加、れるも、吾兄臣の約あり、原親もつ
 るより起、後、姓とありて、朝家の臣と云、意以て、朝臣と書りり○波邊濃知
 波も、腹中者も、腹の内、のウの切、れるあり、万葉五、同十七、因中を久奴知
 とよめりも、同例あり○異佐誤阿例椰も、砂有むふやの意あり、万葉一、古人
 爾和礼有哉、同六、妹爾、爾哉、ふど皆おほし、是も腹中も砂も、みても、りむむや
 矢も、立、ずとあ、伊装阿波那和例波も、上み注、るが如し、初上の歌も、彼方も
 間、荒も、立た、る、松原も、宇治川を渡、行て、弓箭を携、へ、貴人も、貴人も、興み、親族も
 親族も、心を合、せ、率、我も、戦も、むとあり、次も、るも、武内、吾兄も、腹中も、砂も、み
 も、りむむや、矢も、立、る、りむむと、強、て、戦も、むとあり、然、も、敵も、ま、は、人も、吾兄
 と親み、云、るも、い、りふと、云、も、是、も、人、名
 不附、縁、も、上、代、の、あ、り、も、し、あり、りむ
 推結も、景行紀
 小見、せ、りり○**時武内宿禰、令三軍悉令推結、因**
 號令も、塵、埃
 囊抄も、宣、字、を
 了、み、即、宣、言、を
 る、み、て、獨、ご、ち

以號令曰各儲弦藏于髻中且佩
 木刀既而舉皇后之命誘忍熊王

政、おち、惣てお
まじ、是を天皇
の御宣言を、軍
衆ふ告、聞しむ
るあり。○儲強、
宇鏡集、類聚名
義抄等ふ、説を
フサと注せり、
然る説強あり、
今按ふ礼、樂記
ふ、知者詐愚と
り、虚を万葉
み、フワとよめ
む、詐強ふも
弦

曰、吾勿貪天下、唯懷幼王、從君王
者也、豈有距戰耶、願共絶弦、捨兵
與連和焉、然則君王登天業、以安
席高枕、專制萬機、則顯令軍中、悉
斷弦、解刀、投於河水、忍熊王信其
誘言、悉令軍衆解兵、投河水、而斷
弦

問將繼ふて、記の此條、採出設弦とあり、古注、一名云守佐由豆留と有り、○
警中、景行紀、頭髻をよみ、今略、タ、フサと云、
又、原本髻を髪ふ作と有り、古本、ふ、擬て改む

倉見別五十狹
茅宿禰を、上小
見、是れ、る、犬上
君、祖、倉見別吉
師、祖、五十狹茅
宿禰を、○逢
坂を、近江国滋
賀郡ふ有り、○
狹狹浪、欽明紀
孝徳紀、小狹々
波、小作、天武
紀、小狹浪、小作
又、彼、此、云、佐、佐
の訓、注、有り、今
昔物語、十、一、云、
志賀郡、彼、波、山
ノ麓、二、至、ル、云
云、古歌、小、作、

爰武内宿禰、令三軍出儲弦、更張
以佩真刀、度河進之、忍熊王知被
欺、謂倉見別五十狹茅宿禰曰、吾
既被欺、今無儲兵、豈可得戰乎、曳
兵稍退、武内宿禰出精兵而追之、
適遇于逢坂、以破故號其處曰逢
坂也、軍衆走之、及于狹狹浪、栗林
而多斬、於是血流溢栗林、故惡是
事、至于今、其栗林之菓、不進御所

本もの志賀と
冠らせたはを也

思へむ志賀郡を置ざりし前を、近江国西南に亘たる大名ありりむ、是を連と
見て、湖水に説たる名ありと、おる名、サバナミと濁音ふよめを非あり○栗
林を、惟馬樂鷹子、安波津乃波良乃、美久留須どり、即粟津の原の御粟、極不
て、和名抄山城国、愛宕郡郷名、栗野を久留須と注し、栗を供御のため、生し立し
所の名ふれむ、此地名遠国に少し○御所を、舊讀オモノと、何れど、食物ならむ
ふむ、御所と書まじく思へむ、ミカドとよむ、修し、御所てふ字も、後漢書五行
志に、見むたり、初是を例として、粟子をむ進らじと、集解に云、多を非ふて、
進らざれば、秋々限り、其粟林之菓、不進と、其字、眼を著べし

伊装阿藝、卒
吾君、伊非
とも、人を誇起
を辨あり○伊
佐智須區、裕も
五十狭茅宿、裕
あり○多摩、積
波、屢于知能阿

宿禰而歌之曰、伊装阿藝、伊佐智
須區禰多摩、枳波屢于知能阿曾
餓、勾夫菟智能、伊多氏於破孺破

曾餓の二句、上
子見たり、原
本能を熊不誤
と、釈紀不概

珥倍迺利能、介豆岐齊奈、則共沈

て改む○勾夫菟智能、頭槌之、て、神代紀に注せて、伊多氏於破孺破、痛手
不負者、て、負むむより、その意あり、是も俗に手負と云、おまむ○珥倍迺利
能、鵬鵬之あり、此鳥を雌雄番て、水に浮き、俗にカイツブリと云、河内にて、チ
ヤン、フクロと云、四国にて、イヨメと云、上野にて、カハク、ルマと云、能、如キの
意を加て、見ゆべし○介豆岐齊奈も、潜將為、て、一首の上より、聞と、記不
も、伊奢阿藝、布流、玖麻賀、伊多、豆、波受、波、通本、理能、阿布、美能、宇美、通加、豆、岐
勢、那、和、と、り、て、義、理、と、り、て、甚、ち、れ、あり○瀬田、濟、和
名抄、近江、国、栗本、郡、郷、名、勢、多、と、り、て、人、よく、知、り

阿布弥能、弥、
近江之海あり

于時武内宿禰歌之曰、阿布彌能

○齊多能和多
利珥也、瀬田、濟

彌、齊多能和多利珥、伽豆區、苔利

子あり○伽豆
區、苔利也、潜鳥

梅珥志彌、曳泥、麼、異枳迺倍呂之

みて句末如、
と意を加てよ 茂モ

むべし、是も忍熊王を鳥子喻たり○梅珥志彌曳泥摩も目不所見不て、志も助
辞あり、初見色ぬむとも見ぬふと云べき、古語の一格あり○異叔迺倍呂之茂
も、憤ハナの延語不て、茂も助辞あり、新撰字鏡、天治本不慎、伊支止保呂志と注せり、
一首の意も、瀬田の濟不、潜鳥の如く、忍熊王の水不沈ぬへは、浮きて淺間し
を狀を見はべきを、其
見色ぬも憤しとあり

菟道河も瀬田
より流出て、山
城国宇治郡を
經て、難波不到
海不入、其宇
治郡を流る、
間を、菟道河と
云、又、原本河を
阿不誤り、又、
紀不扱りて改む

於是探カケトモ其屍ヲ而不得也、然後數日
之、出於菟道河、武内宿禰亦歌曰、
阿布瀨能瀨、齊多能和多利珥、介
豆區苔利、多那伽瀨須疑氏、于泥
珥等邏倍菟、冬十月癸亥朔甲子、

○阿布瀨能瀨
齊多能和多利
珥、介豆區苔利、
上不出○多那

羣臣尊皇后、曰、皇太后、是年也大
歲辛巳、即為攝政元年

伽瀨須疑氏也、歎紀不田名上過也と注し、今昔物語十一不、近江国志賀ノ郡、田
上ト云所ニ、離タル小山有リ云々、雄略紀不、近江国栗本郡言、白鷺鷯居于谷上
濱云々、今瀨田の韓橋の下を、流る川の中央を、郡界として、東を栗本と云、西を
滋賀と云、田上も栗本郡不属りり、古哥不田上川とよめる、即是不て、宇治川の
水上あり○于泥珥等邏倍菟も、宇治不捕あり、是不て宇治川不て、死骸を見出し
つはを、生捕たる狀不云、又、此語二段不動キて捕へとらふとむと活りり○甲子
二日○攝政、字書不攝總也代也とあり、年治云仲哀天皇崩後、六十九年の間、
皇后の御宇不て、皇后も真の正帝不坐しはと、申も更不あを、爰不為攝政不ど
りるも、世不漢學てふものも、又、後、彼地不女帝の例不を、見
て、攝政てふ稱を作り出たるあり、猶此こと論り、委不卷末不云、又、
甲午八日○長

野陵、諸陵式不、
二年冬十一月、丁亥朔甲午、葬天
皇於河内國、長野陵、
惠我長野西陵、
仲哀天皇、在河

内国志紀郡北
域東西二町南
北二町陵戸一
烟守戸一烟河
内志、在丹南
郡岡村と記せ
櫻宮

三年春正月、丙戌朔、戊子、立饗田
別皇子、爲皇太子、因以都於磐余
是謂若

按丹南志紀地相接りり○戊子三日磐余大和国十市郡不在○若櫻
宮、字の如く稱たる不て、中臣宮處氏本系帳、子作りり、大和志、
在同郡池内村、按不履中天皇の宮号をも、磐余若櫻
宮と稱せり、故履中天皇のをも、後若櫻宮と稱べし

已酉七日○汗
礼斯伐、毛麻利
叱智、富羅母智
三人の名、次
子振新羅使者
三人、とりを
見はべし○微
叱許智伐早也

五年春三月、癸卯朔、己酉、新羅王、
遣汗禮斯伐、毛麻利叱智、富羅母
智等、朝貢、仍有返先質、微叱許智
伐早、之情、是以詭許智伐早而給

前紀、微叱已
知波珍干岐、
作りり、北史新
羅傳、小官有子
七等、一曰伊哥
干、貴如相国と
りとも、五年前
來りし時、波

之曰、使者汗禮斯伐、毛麻利叱智
等、告臣曰、我王以坐臣、久不還而、
悉没妻子、爲孛、冀、斃、還本土、知虛
實、而請焉、皇太后則聽之

珍の官ありしを、人質の功を以て俄進し、し、みや、波珍を東国通鑑、小、第四等を
波珍、冷と記せば、是あり、然るを北史及隋書、小、破彌干、不作りり、ど、彌干、珍を除
小誤り、又彌干、誤とはあり○坐を、罪せりる
るを云、○没妻子の没を、原本設、誤りり

葛城、襲津彦也、
武内宿禰の男
不て、記の孝元
段、小、葛城、長江
曾都毗古、小作
りり、万葉十一

因以副葛城、襲津彦、而遣之、共到、
對馬、宿于鉏海水門、時、新羅使者、
毛麻利叱智等、竊分船、及水手、載

小、葛木之其津
考、真弓、とも
とむ、強弓を引
し人小や○鈕
海水門を、對馬
の地名ありむ
土人小問べし
○葛靈、和名抄
小日本紀私記
云、葛靈、久散比
度加太とあり、
草人形あり、後
漢書禮義志小、
葛靈三十六匹、
注小束茅、為人
馬、謂人葛靈、原
本概叱許智の、許を脱せ、上文小扱て補ふ、次あるもあまじ○檻中八雲御抄
小、うまやえ、人をあむは所を云とあるし後へ、和訓栞小、憂く悩む屋と記せ

微叱早岐、令逃於新羅、乃造葛靈
置微叱許智之床、詳爲病者、告襲
津彦曰、微叱許智忽病之將死、襲
津彦使人、令看病、即知欺而捉新
羅、使者三人、納檻中、以火焚而殺、
乃詣新羅、次于踏鞴津、拔草羅城、
還之、是時、倭人等、今桑原、佐麩、高
宮、忍海、凡四邑、漢人等之、始祖也

天武紀小も、檻宰とよみ、漢書五行志小、豕出園、壞都竈とあり、假名も定ら
ざとど、同義あり、但人小を、ウナヤと云、毛物小を、ナリと云、るう、雜令檻宰の義解
小、檻者園とありて、園小も、ナリの訓あり○踏鞴津、繼體紀小、多多羅原、敏達紀
に、多多羅邑、推古紀小、多多羅城とあり、おあじ地ありむ○草羅城、雄略紀小、匪
羅とあり、同地ありべし、城をサシとよめる、韓語あること、訓蒙字會小見む
たり○倭人も、捕子あり○桑原、和名抄小、大和國葛上郡、郷名小、て、續紀廿二、大
和國葛上郡人、從八位上、桑原史年足、賜桑原直姓、同廿七、同國桑原村主、岡麻
呂等四十人、賜姓桑原公、姓氏錄小、桑原史、伯國人、漢胃之後也○佐麩、大和志十
市郡小、佐味村見む、同書葛上郡小、東佐味南佐味二村見ゆ○高宮、和名抄小、大
和國葛上郡、郷名高宮あり、日本靈異紀小、大倭國葛上郡、高宮止寺ともあり、猶
仁德紀小見む、忍海も、大和國郡名小、和名抄小、於之乃美と注せ
、此郡も葛上葛下の間小、包まれたり○漢人の漢も、字音の轉、じたるし
甲子八日○角
鹿、笥飯大神の、
角鹿も越前郡
名、敬賀ありと
と、垂仁紀小注
せ、仲哀紀小

十三年、春二月丁巳朔甲子、命武
内宿禰、從太子、令拜角鹿笥飯大
神、癸酉、太子至自角鹿、是日皇太

幸角鹿興行宮
而居之是謂筭
飯宮式小越前
國敦賀郡氣比
神社七座○癸酉十七日○壽
酒祝あり、ホ
ガヒも祝の延
語記の中卷ハ
此者酒樂之歌
也○虛能弥企
破和鐵弥企那
羅儀の二句崇
神紀小見中○
區之能伽彌也
奇之上ふて奇

后、宴太子於大殿、皇太后舉觴以
壽于太子、因以歌曰、虛能彌企破
和餓彌企那羅儒區之能伽彌等
虛豫耳伊麻輸、伊破多多須、周玖
那彌伽未能、等豫保枳保枳茂苔
陪之、訶武保枳保枳玖流保之、摩
菟利虛辭、彌企層阿佐孺鳩齊佐
佐

藥の長と云意○等虛豫耳伊麻輸也、坐常世あり、此神の常世国不行しこと、神
代紀小見をより○伊破多多須也、石立の延語にて、私記不言如石之立と有り

如く常しへふ、石の立てる如く坐と云て、次を起す○周玖那彌伽未能も、少御
神之ふて、少彦名神を申、万葉七小、大穴道、少御神作云々○等豫保枳也、響祝小
て、豊明の豊もおあじ、其も賑ましく響み祝て、醸むとあり○保枳茂苔陪之也、
祝廻しふて、俗祝廻てと云ふおあじ、新撰字鏡小、縹履縁也、當乃毛止保之、衿
領衣、上縁也、已呂毛乃久比乃毛止保志と有り○訶武保枳也、神祝不
マ○保枳玖流保之也、祝狂ひの延語ありて、狂ひとて放心小有りて、其業小勞く
状の易りらぬを云、万葉十九小、千年保伎保伎吉等餘毛之、惠良惠良爾、仕奉乎
と有り、此の語を取ると見ゆ○摩菟利虛辭、弥企層也、祭來し御酒をあり
○阿佐孺鳩齊佐佐也、不淺飲せふて、深飲し終へあり、初飲食をせむ、惣て身
み受ることをも、ヲスともメスとも云、マ鳩齊の齊也、今もは詞ふて、應神紀小
も、枳虚之茂知鳩勢と有り、佐佐も促、勸むる意ふて、俗小サアくと云、如し
一首の意也、此御酒也、百藥の長として、今も常世国小坐、少彦名神の醸初て、神
小供しを例として、祭來も是
ふとも、淺ららず飲とあり

武内宿禰、爲太子答歌之曰、許能
彌企鳩、伽彌雞武比等破、曾能菟
能弥企鳩也、此

○日本紀標注卷之九
○四十

御酒をあり○
 伽弥雞武比等
 破も醸りむ人
 あり新撰字
 鏡ふ醸造酒也
 治酒也佐介加
 无醸加牟之と注し醸醸之異跡出小學篇と天治本不斷より和名抄ふ麴朽也
 鬱之使生衣朽敗加無太知と有り轉徽と云、そのうゝもを徽を生しめて酒と為
 るを醸と云、め、大隅風土記ふ大隅国ニハ一家水ト米トヲ設テ、村ニツケ
 廻セバ男女一所ニ集リテ、米ヲカミテ酒船ニ吐入テ、チリノニ飯リ、又酒ノ
 香ノイデクル時、又集リテ、カミテ吐入シ者ドモ、是ヲ飲テ名テ、クサカミノ酒
 ト云フと、塵添堪囊抄引り、風土記を和けたる逸文にて、醸てふことの一
 説あり○曾能菟豆弥も其鼓あり、然て鼓と都曇鼓より出たる名ありと
 云、説あまど、其も事實を弁ざる妄説ふことを有れ、都曇鼓も、隋書音樂志、唐書
 礼樂志より、古、見正たはことあまを、我菟豆弥も、既、此時不聞、初て、彼隋書ど
 もより、四百年許も前、本、播磨風土記ふも、打鳴鼓而之、故、号曰鼓山と
 有り、此皇太后の御世の古事と聞、正た、○于輸珥多氏氏、白の側不立てふ
 上代酒とむ白醸しむや○宇多比菟々、伽弥雞梅伽墓も、歌つ、將醸哉

豆彌、于輸珥多氏氏、于多比菟菟、
 伽彌雞梅伽墓、許能彌企能、阿椰
 珥、于多娜濃芝、作沙

マ、雞梅とそ治定せざは、外ふ云、記ふと、初禮不作り、初上代神不供るさうふ
 白鴛酒かむふど、みも、歌をうたひしふや、大嘗會稻春哥ふど、思ふ、信し○許
 能弥企能も、此御酒之あり○阿椰珥も、歎息の辞○于多娜濃芝、記傳不轉樂の
 略ふて、進めて、甚しく、あるを云、と云、○作沙と、上の佐佐小
 おる、浅ず、聞、食せと語を加、て見、ほべし○次、三十九年、是年也、大歳已未と、
 大字、不記し、魏志云、明帝景初三年六月、倭女王遣、大夫難斗米等、詣郡求詣、天子、
 朝獻、太守鄧夏遣、吏將送詣、京都也、の細字、何々、次、四十年の、大字、何々、て、魏志
 云、正始元年遣、建忠、校尉梯携等、奉詔書、印綬、詣倭国也、の細字、何々、次、四十三
 年の、大字、何々、て、魏志云、正始四年、倭王復遣、使大夫伊聲者、掖耶、約等、八人、上獻
 の細字、何々、惣て、大字、十八字、細字、九十字、を、古本、不无、後人の、けり、し、ら、不、加、た
 る、は、と、い、ち、は、は

四十六年、春三月乙亥朔、遣斯摩
 宿禰、于卓淳國、於是卓淳王、末錦
 早岐、告斯摩、宿禰、曰、甲子年七月、

記し、記し照古
小作より、是を
百濟第六主小
て、東國通鑑、三
國史記等小も、
肖古小作、第
十四主小、近小
古と云、る王と
も、續紀四十小
も、近肖古王と
書り、然、古
本小、是をも

箭、并鐵鋌四十枚、幣爾波移、便復
開寶藏、以示諸珍異、曰、吾國多有
是珍寶、欲貢貴國、不知道路、有志
無從、然猶今付使者、尋貢獻耳、於
是爾波移、奉事而還、告志摩、宿禰、
便自卓淳、還之也

近肖古小作より、欽明紀、聖明王曰、昔我先祖速古王と云、即此肖古の轉
小て、姓氏録諸蕃石野連、下小も、近速古王と云、近肖古王の轉あり、○絲絹を、
仲哀紀、絲色と云、処小注しつ、○一疋、孝徳紀、田一町、絹一文、四町成疋と
云、後撰集、くまもと、いと、綾を、二む、つ、みて云々、相摸集、唐ふと
と、ふたむら山のも、ち葉を、たぐ、て、こを見め、秋を過、とも、ふど併思ふ、疋と
よまむぞ、本訓、あ、を、垂仁紀、ふ、疋、とも、ふ、め、何、とも、古言あり、○角弓、箭、續

紀廿三、仰東海、東山北陸、山陽南海等道、諸國、貢牛、角七千八百隻、初、高元、度自
唐歸日、唐主語之曰、屬祿山、亂離、兵器多亡、今欲作弓、交要、牛角云々、日本後紀二
十一、小、御豐樂院、觀射、蕃客、賜角弓、射焉云々、彈小製、料あり、○鐵鋌、和名抄、小
鏡、黒金也、和名、久路加祿、此間、一訓、祿利、新撰字鏡、小鏡、治金也、祿利加祿、康賴本
草、小、生鐵、を、祿利加祿、と注、せり、即
練金あり、鋌、字書、小、銅鐵、模也、と云、り

四十七年、夏四月、百濟王、使久氏
彌州流莫古、令朝貢、時、新羅國、調
使、與久氏、共詣、於是、皇太后、太子
譽田別尊、大歡喜之、曰、先王所望
國人、今來朝之、痛哉、不逮于天皇
矣、群臣皆莫不流涕、仍撿按二國

獄名也、和名比
度夜と注し、拾
遺集ふ、人のま
め侍りるを
まのむとやに
侍りて云々、忍
びつゝよるこ
そきしり、唐衣
むとや見むと
を、思ふとぞし
を、是を獄を隠
してよめ、續
古事談ふ、去るものよし、まし、作とをまは法師、つひみむとやみぬるとこを
まけ云々、初人そ家み居るを常とまはみ、鳥の嚇みをは如く強み籠、おははゆ
る、榮花物語、月、宴ふ、のろひみどまはすひつらむ云々、神代紀み磐長姫大、熱而
詛之曰云々、記の中巻ふ、令返其詛戸、初咒も
詛も同義ふて、神み祈て恨を報ゆるを云、

之貢物、於是新羅貢物者、珍異甚
多、百濟貢物者、少賤不良、便問久
氏等曰、百濟貢物不及新羅、奈之
何、對曰、臣等失道、至沙比、則新羅
人捕臣等、禁圜、經三月、而欲殺
時久氏等、向天而咒詛之、

天朝を御門よ
り起て、皇國を
も懲、稱せて、雄
略紀ふ、自今以
後、豈背天朝也、
持統紀ふ、得通
天朝ふ、どむ、平
ふ、皇國を指せ
や、垂仁紀ふ、受
命、天朝、皇極紀
ふ、天朝不許、と
つるを、朝廷と
見て合へ、此
外、猶見む、た
大方此例也、凡
皇國をむ、天朝
と社書べ、おを
海外諸夷ふ、對

新羅人、怖其咒詛、而不殺、則奪我
貢物、因以為己國之貢物、以新羅
賤物、相易、為臣國之貢物、謂臣等
曰、若誤此辭者、及于還日、當殺汝
等、故久氏等恐怖、而從耳、是以僅
得達于天朝、時皇太后、譽田別尊、
責新羅使者、因以祈天、神曰、當遣
誰人於百濟、將檢事之、虛實、當遣
誰人於新羅、將推問其罪、便天神

東云々、倭又和ふと書りらる、誨之曰、令武内宿禰行議、因以千

熊長彦為使者、當如所願、一云、千

武藏國人也、今是額田部、額田部、

比跪者、於是遣千熊長彦于新羅、

責以濫百濟之獻物、

少りりず、儒佛の道盛ふ行ははふく、遂ふ神祇を疎奉て、神託もいつと

ふく止めり、も、けりず口をしお業ふあむ、古を忍ぶは人よ、必入習ふらり、ふ

入たし、しを○千熊長彦詳ふらむ、原本細字、千熊長彦者分明不知其姓人の

十二字有り、古本、元、ふよりて削る、一云、下、古本、千熊長彦の四字有り、む

補ひつ○額田部を神代紀天津彦根命の処見ゆ○槻本首、此姓を姓氏録に

撰たて、氏人を續紀十六、槻本連若子、同卅五、槻本、公老、日本後紀五、槻本

公奈豆麻呂、ふど見ゆ、業、ふ、此、武藏國と有り、伊勢國の誤、ふ、え、けり、じ、り、然

云、ゆ、え、も、和名抄伊勢國飯野郡、千熊、郷、けり、同桑名郡、額田、郷、けり、式、ふ、同

郡額田、神社も見、和名抄、不同國、朝明郡、額田、郷、けり、式、不同國、多氣郡、不、櫛

田、槻本、神社、ふど、けり、て、武藏國、ふ、か、る、地名、見、を、れ、を、あり、是、を、試、ふ、お

ど、ろ、ろ、し、お、く、の、み、○百濟記、を、彼國の舊記、ふして、事實を傳し、書、あり、り、む、此

外、繼體紀、欽明紀等の細書、百濟本記を引き、雄略紀、武烈紀等の細書、百濟

新撰を引り、以上三書を、既、數百年前、ふ亡びしと察て、世、傳、を、ら、ず、惜、む、べ

し、是、ら、親王の加、給、へ、る、り、將、後人の攬入り、委、を、知、ぐ、り、れ、ど、史、を、補、ふ、べ、お

も、けり、む、姑、原本、ふ、從、ふ、○職、麻、那、那、加、比、跪、を、千、熊、長、彦、を、託、し、り、原本、數、下、ふ、也、字、けり、衍、は、あり

荒田別、應神紀、
上毛野君祖、
荒田別、姓氏錄、
佐自努、公、豐、
城入彦、命、四世、
孫、大荒田別、命、
之後也、續紀、四、
十、應神天皇、
命、上毛野氏、遠、
祖、荒田別、使、於、

四十九年、春三月、以荒田別、鹿我、
別、為將軍、則與久氏等共、勒兵而、
度之、至卓淳、因將襲新羅、時或曰、
兵衆少之、不可破新羅、更復奉、上、
沙白蓋、盧、請增軍士、即命木羅斤、

百濟云々○鹿
我別も国造本
紀淳田国造條
不瑞籙朝五世
孫賀我別王定
賜国造○沙白
蓋盧も卓淳人
ふはべし○木
羅斤資沙沙奴
跪按ふ此條も
百濟国不記せ
は書不扱て撰
たりげあり然
む沙沙奴跪も
長彦を訛たるふも
○比自煉の煉ハ字書
見をざれど傍注ハ益
とらしむ姑ホヌとよ
しつ
○南加羅此南字を
ミリヒシとよむべき
こと歎紀の秘訓ハ見
をたるとアリ
ヒシとよめふもア
そこの古假名ありふ
心着ざはあり然よ
めるも彼地の古

資沙沙奴跪シササノクニ是二人不知其姓人
也但木羅斤資者百
濟將領精兵與沙白蓋盧共遣之
但集于卓淳擊新羅而破之因以
平定比自煉南加羅喙國安羅多
羅卓淳加羅七國仍移兵西廻至
古奚津屠南蠻忱彌多禮以賜百
濟

○南加羅此南字をミリヒシとよむべきこと歎紀の秘訓ハ見をたるとアリヒシとよめふもアそこの古假名ありふ心着ざはあり然よめるも彼地の古

そ方言ふはべし加羅てふなとて垂仁紀ハ注せり○喙國も歎紀の秘訓ハト
クとよみ原本ハも傍注ハ毒とらしむを喙とよむべし東國通鑑一ハ百濟設亮
山狗川兩柵とあり是ハ集解ハ按懲錄感鏡道有德州と記せれど感鏡道ハ
朝鮮東北の極ふれむ地理違マ○安羅繼體紀ハ近江毛野臣使于安羅云々東
國通鑑六高句麗條ハ督衆士造梯衝於安羅山同四の同條ハ遣使朝魏云々遣
安樂王真尚書李敷等至境とありもおふじくべし○多羅も耽羅國の略稱
あはべし○加羅右ハ云マ○南蠻通證ハ謂韓國之蠻非四夷之蠻と云る
が如し○忱彌多禮應神紀ハ百濟記を引て忱彌多禮ハ作とり
貴須續紀四十
ハ貴須王者百
濟始興第十六
世王也姓氏錄
菅野朝臣條ハ
百濟國都墓王
十世孫貴須王
之後也同廣津
連條ハ百濟國
近貴須王之後

於是其王肖古及王子貴須亦領
軍來會時比利辟中布彌支半古
四邑自然降服是以百濟王父子
及荒田別木羅斤資等共會意流
村今須祇相見欣感厚禮送遣之

○日本紀標注卷之九
○四十六

也ふど見ゆ、東国通鑑に、百濟第六主を仇首王と記し、第十四主を近仇首と記せり、仇首も貴須不て、肖古の次あるは是あり、王子をセシムとよめる也、韓語○布弥支、原本支を友不作り、今紀紀不拗て改む、以上四邑え、拗所を去らむ○意流村也、今慶尚道の蔚山ふるべし、慶尚も古の新羅の地あり○欣感、上ハ徳字、不注せり○百濟王下、恐、唯千熊長彦、與百濟王、于百濟國、
 登辟支山、盟之、復登古沙山、共居
 磐石上、時百濟王盟之、曰、若敷草
 爲坐、恐見火燒、且取木爲坐、恐爲
 水流、故居磐石而盟者、示長遠之
 不朽者也、是以自今以後、千秋萬
 歲、無絶、無窮、常稱西蕃、春秋朝貢、
 此末不も取是、山鐵云々、欽明紀不、欲襲安羅、與荷山と有り、

通證不元例蓋、韓語と云れど、訓蒙字會不山を、モイと注せ
 則將千熊長彦、至都下、厚加禮遇、
 亦副久氏等、而送之、

とむ、彼地の方言とて聞えず、齊明紀不、伊磨紀那、屢半武例、我禹坏余と有り、私記不師説、小山之上也と注し、八雲御抄不も、山名と記し、後へとむ、山の古言あり、むら、雄略紀不、野磨等能、鳴武羅能、陀該、徐と有り、を記すも、美延斯怒能、表牟漏賀多氣爾、不作り、此武羅も牟漏も、山の轉るは、聞くに、猶考べし○古沙也、欽明紀不、古嗟国と有り、不おふじきう、北史百濟傳不、其都曰古拔城云々、其外更有五方、中方曰古沙城と有り、是あり○敷草の敷を、原本敷不作り、集解不壺井木不拗て、改たふ不従ふ○坐を井シキとよめる也、例を見ざれど、姑、舊讀不従ふ

諸韓ハ、上ハ南蛮、悅弥多礼と有り、を云、○踊躍、欽明紀不も、歡喜踊躍と見、舒明紀不也、
 五十年春二月、荒田別等還之、夏
 五月、千熊長彦、久氏等、至自百濟、
 於是皇太后、歡之、問久氏曰、海西、

踊躍歡喜と書
ハシリと訓り
白氏文集卅八
小躍于泉於馬
表異遊仙窟
黃龍透入黃金
劍是散々飛
走不て嘻々不
も哀々不も云
新撰字鏡
仲心憂也心保
止波志留と何る也憂々不云○至誠万葉不慙慙又惻隱をよみ日本靈異記
小慈をよみ真字伊勢物語不鄭重をよめ細不行届たる意あり○多沙、繼體
紀不、加羅多沙、津と何
○驛を馬屋館あり

諸韓既賜汝國今何事以頻復來
也久氏等奏曰天朝鴻澤遠及弊
邑吾王歡喜踊躍不任于心故因
還使以致至誠雖逮萬世何年非
朝皇太后勅云善哉汝言是朕懷
也增賜多沙城爲往還路驛

五十一年春三月百濟王亦遣久

神所驗也前紀
不見也なり

氏朝貢於是皇太后語太子及武
内宿禰曰朕所交親百濟國者是
天所致非由人故玩好珍物先所
未有不闕歲時常來貢獻朕省此
款每用喜焉如朕存時哀加恩惠
卽年以千熊長彦副久氏等遣百
濟國因以垂大恩曰朕從神所驗
始開道路平定海西以賜百濟今
復厚結好永寵賞之是時百濟王

額致地、字書小
額、額也

丙子十日○七
枝刀、七子鏡等、
いふは狀、
名づけたる由
も、惣て去る由
たりれむ、原の
儘ふ、よみわき
つ、按、漢書外
戚傳、美人良
人、八子七子、ふ

父子、並額致地、啓曰、貴國、鴻恩、重
於天地、何日、何時、敢有忘哉、聖王
在上、明如日月、今臣在下、固如山
岳、永爲西蕃、終無貳心、

五十二年秋九月、丁卯朔丙子、久
氏等、從千熊長彦、詣之、則獻七枝
刀、一口、七子鏡一面、及種種重寶、
仍啓曰、臣國、以西有水源、出自谷
那、鐵山、其邈、七日行之不及、當飲

どの号りて、
彼地の国王の
妾を称せり、か
りとむ、七子と
傍妻の稱ふて、
其、見べき鏡
あはむ、作、狀も
異あり、梁の
簡文、詩、形
同、七子鏡、と
るも、其意、や
○谷那、應神紀

小、峴南支侵、谷那東漢云々、天智紀、谷那晋首と見、此地の人、小、や、續
紀、九、小、從六位下、谷那庚受賜、難波、連、と、り、を、歸化せし人、小、て、姓氏録、小、難波、
連、高麗国好太王之後也、と、り、唐書儒學傳、小、谷那律と云、人
見、此、地、より、出、し、小、や、○枕流王、と、百濟第十五主、あり
肖古王、原本肖
を背、小、作り、

是水、便取是山、鐵、以永奉聖朝、乃
謂孫枕流王曰、今我所通海東、貴
國、是天所啓、是以垂天恩、割海、西
而賜我、由是國、基永固、汝當善脩
和好、聚斂土物、奉貢不絶、雖死、何
恨、自是後、每年、相續朝貢焉

五十五年、百濟肖古王薨

東国通鑑、百濟王肖古薨、元子仇首立とらるるを、後漢の建安十九年、引合たれむ、此御代の十四年、不當まり、然れど彼、誤り、上論、るが如し、○貴須、東国通鑑、仇首、不作より、以上薨立を記せるも、百濟を我管内、あやしゆる、以下、此例、ふは

五十六年、百濟王子、貴須立爲王
六十二年、新羅不朝、即年遣襲津彦擊新羅

○沙至比跪、百濟記云、壬午年、新羅不奉貴國、襲津彦を訛、貴國遣沙至比跪、令討之、新羅人、○百久至、莊飭美女二人、迎誘於津沙至比、の至を、原本、跪受其美女、反伐加羅國、不作より、今叙、王、已本早岐及兒百久至、阿首至、紀、不從ふ、○闕、沙利、闕、沙利、伊羅麻酒、爾汶、至、等、將、其、沙利、の、闕、を、原、人、民、來、奔、百濟、厚、遇、之、加、羅、本、國、不、作、より、國、王、妹、既、殿、至、向、大、倭、啓、云、天、皇、今、傍、注、及、叙、紀、遣、沙、至、比、跪、以、討、新、羅、而、納、新、羅、人、從、ふ、但、百、久、美、女、捨、而、不、討、反、滅、我、國、兄、弟、人

至以下、五人の民皆爲流沈、不任憂思、故以來啓、名あり、○天皇、天皇大怒、即遣木羅斤資、領兵衆、云々、次、不も天、來集加羅、復其社稷、太后を天皇と稱奉とて、理、更、不、論、不、く、事、實、を、却、て、百、濟、記、を、傳、を、り、此、な、と、末、不、論、ふ、○流沈、崇神紀、に、流、離、を、よ、み、顯宗紀、に、伶、傳、を、よ、め、石、穴、を、石、壺、と、一、云、沙、至、比、跪、知、天、皇、怒、不、敢、公、夫、木、集、廿、六、還、乃、自、竄、伏、其、妹、有、幸、於、皇、宮、者、不、岩、つ、ば、ふ、た、比、跪、密、遣、使、人、問、天、皇、怒、解、不、妹、た、ふ、む、り、の、乃、託、夢、言、今、夜、夢、見、沙、至、比、跪、天、山、の、井、の、つ、皇、大、怒、云、比、跪、何、敢、來、以、皇、言、報、う、ま、く、て、も、世、之、比、跪、知、不、免、入、石、穴、而、死、也、を、す、ご、さ、む、や、按、不、紀、中、ハ、ハ、に、も、磐、と、書、例、あ、れ、ど、是、一、書、の、文、で、親、王、の、撰、み、の、り、む、○入、石、穴、而、死、按、不、仁、德、四、十、一、年、紀、に、百、濟、王、云、々、樽、酒、君、附、襲、津、彦、而、進、上、と、り、と、む、百、濟、不、在、て、死、ぎ、ま、し、ま、り、か、い、と、む、爰、不、見、を、た、る、一、書、を、誤、を、傳、た、り、比、跪、を、襲、津、彦、を、は、な、と、既、云、る、が、お、と、し、貴、須、王、薨、東、國、通、鑑、百、濟、仇、首、六、十、四、年、百、濟、國、貴、須、王、薨、王、子

王二十一年、條
子、仇首薨、元子
沙伴嗣、幼、不慧
不能為政、國人
以肖古王、母弟
古示為賢立之

枕流王、立為王
六十五年、百濟枕流王薨、王子阿
花年少、叔父辰斯奪立為王

とつて、此年を魏の青龍二年に合はれむ、我天皇三十四年、凡三十年の
差あり、又近仇首王十年、條子、夏四月、百濟王、近仇首薨、元子枕流立たり、此年
晋の大元九年、引當たれむ、我仁徳天皇七十二年、引當り、是れ殊に差あり、○
枕流王薨、東国通鑑、百濟枕流王二年、條子、枕流薨、太子阿華幼、王弟辰斯立、とあ
る、是を晋の大元十年に引合はれむ、我仁徳天皇七十三年、引當り、百二十一年
の差あり、彼が誤り、見はべし、抑此紀を養老四年に撰し、古傳を一年、亦ても古
の成化二十一年に作し、我後、事七百六十六年あり、古傳を一年、亦ても古
に撰べし、○阿花を應神三年、紀に、立阿花為王とあり、注者、東国通鑑に、阿華に
作はれむ、正と見て、華を華に作す、遂に阿花に誤る、と云、とど、彼こそ花を華
に改めて、遂に華に誤り、○次に六十六年とあり、是年晋武帝泰初二年
晋起居注云、武帝泰初二年十月、倭女王遣重譯、貢獻と、三十字の細字を記せば
王、慕漢のとの、所為にて、古本にも見む、されむ、刪去つ、倭女王と、畏も大后

を指奉るり、かゝるやとを夢ふもあらず、虚偽を作て
耻と思ふは、城狐らの所為、是のみならず、悪むべし

丁丑七日、○雅
櫻宮を三年、紀
子見たり、○
壬申十五日、○
太后崩於雅櫻宮、時年一冬十月

狭城盾列陵を、
諸陵式に、在大
和国添下郡、兆
域東西二町、南
北二町、守戸五
烟、大和志に、在

後陵之東、陵畔圓冢五とあり、此陵のこと成務紀に注しつ、○氣長足姫尊、此傳
ふて、御謚号にて、御諱を傳へらざ、按此尊を紀記共、大后と稱し、譽田尊
を太子と稱せり、此時天皇大坐々々を、太子とて、何と對たる稱とせむ、又此
元年、紀に攝政元年とあり、も、譽田尊を正帝としたる書状、ふめと、同三年、
紀に立譽田別皇子、為皇太子とあり、幼帝と稱せずして、皇太子と記せば、攝
政を附、終ふこと、古今然る例を聞かず、抑皇朝の例として、天皇崩御の後ありて

也、大歳己丑
追尊皇太后、曰氣長足姫尊、是年
戊午朔壬申、葬狭城盾列陵、是日

即位の禮をむ行わざしむと、譽田尊を、六十九歳まで、東宮にほしく、大
后崩御の翌年、正月に至り、七十歳にして、始て御位に即け給へり、うゝとむ大
后と、素より正帝に坐して、六十九年間、若櫻宮に天下知食しこと、聊疑ひあふ
を、踐祚の大禮を記さず、曖昧に書傳へ、攝政の御代ふど、稱し、皇太子を胎中
天皇と、号け奉るやうありつはも、へりふは故ごと云ふ、支那學、世にむじまり
て、彼土に女帝の例あはれを、其諾ありと思ひたり、強て攝政ふどの稱を設け、古
傳を作替たるを、紀記を其誤を受、繼たるあり、今按ふ支那の上代に、女媧てふ
ものありて、鍊五色石、以補天と云はれ、いりきは婦人の所業ありと、聞ゆるも
のりら、是をも男子ありと、瑯邪代醉編に云て、下て漢高祖が妻を、呂后と云、高
祖死後七八年の間、跋扈して、ごづりら、政權を執りしりども、遂に帝と稱さる習
俗あるむ、其らを見て、国王も男子に限とりとや思ひらむ、清寧天皇の次子、飯
豐尊、角刺宮に天下を定めし給ひしをも、又帝号を脱奉り、古より今に至りま
で、支那物知らず、我を以て彼に法とらふむとる、其害尠ならず、既し攝津
常陸等の風土記にも、息長帯比賣、天皇と記し、此元年、紀及右に見えたる一書
の細字等にも、大后と申すして、天皇と傳へ、中臣宮處氏木系帳にも、磐余之豐
櫻宮、治天下、天皇命云々、扶桑略記に、天皇春秋百歳と記し、是らも古傳を革さ
りし、以前の事實の洩て、傳をなたるあり、神皇正統記、清和天皇條にも、神功皇
后、天位にふたふと云はれし、水鏡の此條に、辛巳のとし十月二日、位にふつき給

ひき、女帝に此御時をむほりしなり、世をたもち給ふこと六十九歳と有り、畏
も大后も、孝元天皇五代の皇胤にして、息長宿禰王の御女に坐り、假令七八世
を過たりとも、姓を賜ふらざる間も、皇族にて、王号を稱すは皇國の例あはれむ、
大后も正帝とも、正帝に坐し、你と、更し異論あはれを、明治の御改制にも、謚号を
洩れ給ひしむ、いとく、口をし、文業あらむや、因云、明治二年、豊後國より、上記と
云、書を搜し出せり、異字を以て書りしむ、古とのとも察せぬと、葺不合尊以下
に、七十二代を加、讓位と云、こと、あむく、見返たり、無替に古をえらぬもの、
偽作あるはと、一覽して疑ひを破る不足り、帝位に崩御の後ありて、繼給ひ
し例あはれを見て、大后の正帝にほし
まし、上記の偽書あはれを了解せべし

日本紀標注卷之九終

